

令和4年第3回(定例)
須恵町議会会議録原本

令和4年9月2日

令和4年9月8日

令和4年9月14日

議会事務局

目 次

第 1 号 (9 月 2 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町 長 諸 報 告	5
議 会 報 告	9
議案第 43 号	15
議案第 44 号	14
議案第 45 号	14
議案第 46 号	14
議案第 47 号	14
議案第 48 号	14
議案第 49 号	18
議案第 50 号	19
議案第 51 号	20
議案第 52 号	20
議案第 53 号	21
議案第 54 号	22
議案第 55 号	24
議案第 56 号	25
報告第 2 号	25
報告第 3 号	26
散 会	27

第 2 号 (9 月 8 日)

議 事 日 程	28
本日の会議に付した事件	28
出 席 議 員	28

欠席議員	28
議会事務局職員出席者	28
説明のため出席した者	28
開議宣言	30
7番議員 百田 輝子	30
14番議員 今村 桂子	23
11番議員 田ノ上 真	38
2番議員 男澤 一夫	50
散会	57

第 3 号 (9 月 14 日)

議事日程	58
本日の会議に付した事件	58
出席議員	59
議会事務局職員出席者	59
説明のため出席した者	59
開議宣言	61
議案第 43 号	61
議案第 44 号	61
議案第 45 号	61
議案第 46 号	61
議案第 47 号	61
議案第 48 号	61
議案第 49 号	70
議案第 50 号	71
議案第 51 号	72
議案第 52 号	73
議案第 54 号	74
議案第 55 号	76
議案第 56 号	77
委員会の閉会中の継続調査について	78
閉会	78

議 事 日 程 (第1号)

令和4年9月2日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第43号 令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第44号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第45号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第46号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第47号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第48号 令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第49号 須恵町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第12 議案第50号 須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定について
- 日程第13 議案第51号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第52号 自治功労者の推戴について
- 日程第15 議案第53号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第54号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第55号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第56号 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 報告第 2号 令和3年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第20 報告第 3号 令和3年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について

- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 4 3 号 令和 3 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 4 4 号 令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 4 5 号 令和 3 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4 6 号 令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 4 7 号 令和 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 4 8 号 令和 3 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第 4 9 号 須恵町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第 12 議案第 5 0 号 須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定について
- 日程第 13 議案第 5 1 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 5 2 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 15 議案第 5 3 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 16 議案第 5 4 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 5 5 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 5 6 号 令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 報告第 2 号 令和 3 年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第 20 報告第 3 号 令和 3 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について

出席議員（13名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	百 田 輝 子
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
13 番	三 上 政 義	14 番	今 村 桂 子
15 番	松 山 力 弥		

欠席議員（1名）

12番	田原重美
-----	------

事務局出席職員職氏名

局長	梅野 猛	主任主事	吉開 英
----	------	------	------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平松 秀一	副 町 長	稲永 修司
教 育 長	猪股 清貴	総務課長	諸石 豊
税 務 課 長	合屋 真由美	都市整備課長	世利 昌信
まちづくり課長	吉川 聡士	地域振興課長	平山 幸治
福 祉 課 長	安河内ひとみ	住民課課長補佐	松浦 妙子
会 計 管 理 者	横山 剛	健康増進課長	舩本 直明
学校教育課長	吉本 孝治	ふるさと応援課長	船井 弘喜
子育て支援課長	稲岡 慎太郎	社会教育課長	欠 席
上下水道課事業課長	岩崎 勝	上下水道課管理課長	権藤 武範
総務課参事	黒川 忠敬	総務課長補佐	白水 婦美
学校教育課参事	松本 孝之	監査委員	吉松 辰美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

9月定例会でございますけれども、非常に沖縄の石垣のほうに、大きな台風11号が控えておりまして、わざわざ、九州まで上がってこなくていいのに、予定といたしましては6日に、この我々のところに最接近するんじゃないかと思っております。

非常に、これを避けたら一番いいと思っておりますけれども、皆さんも十分に気をつけて、テレビ報道などを見ていてください。

開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内撮影写真撮影の申出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまから、令和4年第3回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、田原議員より本日から9日までの会議及び委員会について、伊藤社会教育課長より本日及び8日の会議について、百田住民課長より本日の会議について、欠席の届けがあっておりますので御報告いたします。なお、提案理由の説明のため、松浦住民課長補佐が出席しております。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。令和4年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

8月26日、午前10時から、議会運営委員会を開催いたしました。

今回、提出された議案は14件、報告2件、町長諸報告7件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会5件、文教厚生委員会1件、予算審査特別委員会1件、決算審査特別委員会6件で、議案第43号から議案第48号までの決算の認定については、関連議案のため一括議題といたします。

なお、議案第53号の人事案件は、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

会期は、本日9月2日から14日までの13日間。5日から7日までは、午前10時から決算審査特別委員会。8日、午前9時から一般質問、終了後、全員協議会。9日、午前9時から工事施工案件説明、終了後、各常任委員会。12日、午前10時から予算審査特別委員会。14日、午前10時から最終本会議、終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を、本日から9月14日までの13日間とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を、本日から9月14日までの13日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番議員、8番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。9月定例会を招集いたしましたところ、1名の議員の欠席はありますものの、無事開催できますことを感謝と御礼申し上げます。

それでは、町長諸報告を申し述べたいと思います。

令和3年度一般会計決算について

まず初めに、令和3年度の一般会計決算についてでございますが、令和3年度一般会計決算につきましては、歳入総額118億6,480万1,289円に対し、歳出総額114億8,001万5,427円、歳入歳出差引き額は3億8,478万5,862円でございます。前年度決算額に対しまして、歳入歳出とも14.3%の減となっております。

財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましては、86.2%と6.3ポイント減少し、町村の適正水準と言われる数値を超えておりますが、若干の改善が見られてきております。

では、具体的に歳入から申し上げます。

町の自主財源の67%を占めております町税でございますが、31億7,710万円となっております。新型コロナウイルスの影響を受け減収が見込まれましたが、大きな影響はなく、町民税、固定資産税ともに収納額が上がり、町税全体では0.4%の増でございます。

次に、歳出でございます。

まず、人件費ですが15億1,282万円、4,758万円の増でございます。職員数につきましては、一般事務、保育士、幼稚園教諭、再任用職員を含めまして、前年度からの職員数は4名増の158人、会計年度任用職員は、幼稚園、保育所及びマイナンバー対応などで5名増加いたしております。

次に、普通建設事業費でございますが、5億4,525万円、対前年度45.1%の減でございます。令和3年度の主な事業としましては、補助事業では新原・旅石線道路改良工事、コミュニ

ティバス購入などがございました。単独事業では、文化会館舞台照明改修工事、須恵第三小学校校舎外壁・防水改修工事、屋敷堰シーム取替え工事、庁舎内自動水栓化工事などを行いました。

次に、繰出金でございます。令和3年度の繰出金は12億5,539万円で、5,864万円、率にして4.5%の減でございます。

町特別会計への繰出金として、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ約6億8,037万円、公共下水道事業特別会計へ約2億7,443万円、農業集落排水事業特別会計へ4,183万円、福岡県介護保険広域連合本部に負担金として2億5,874万円を支出いたしております。

なお、積立金につきましては、財政調整基金6億753万円、減債基金につきましては1億1,828万円、ふるさと応援基金につきましては1億7,364万円を積み立てております。

基金の取崩しにつきましては、当初予算において5億3,000万円を繰入金として予算計上していましたが、最終的には財政調整基金100万円の取崩しとなりました。

財政調整基金、減災基金を合わせましたところの令和3年度末の基金残高は、35億4,873万円、ふるさと応援基金は5億4,740万円となりました。

新型コロナウイルス感染症対策関連につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして、経済対策や支援策、感染防止対策など13億円を投じて積極的に対策を講じてまいっております。

また、小中学校をはじめ多くの公共施設の長寿命化や改修を今後進めてまいる所存でございますので、議員の皆様、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議案の提出に併せまして、財政健全化法に伴います財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足率を、監査委員の意見を付しまして報告いたしておりますので、両比率につきましては、前年度に引き続き、正常の範囲内であったことを申し添えます。

令和3年度水道事業会計決算について

次に、令和3年度水道事業会計決算についてでございます。

令和3年度は、例年と比較すると雨量が多く、安定的な供給ができたと思われまます。

令和3年度収支は、消費税抜きで水道事業収益が6億1,749万9,957円に対しまして、同費用は5億3,072万2,259円となっております。

収入面では、主な収入であります給水収益は前年度と比較して微増となっており、給水申込み加入金も増加となっております。これは、戸建て住宅の増加、アパート等の集合住宅の新築に伴うものでございます。

費用面では、主に受水費におきまして、福岡地区水道企業団からの受水分を、一部、粕屋町へ融通したことで、前年度と比較して約1,580万円の減となっております。その結果、当年度

の純利益は8,677万円7,698円の黒字となっております。

今後も、今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と安全で良質な水道水を安定的に供給できますよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

飲食を伴う敬老会の自粛について

次に、飲食を伴う敬老会の自粛についてでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の第7波が猛威を振るっており、福岡県では7月22日に福岡コロナ特別警報が発動されております。区長会におきまして、敬老会の開催可否については、各行政区の判断といたしておりましたが、現在の感染状況を踏まえ、飲食を伴うものは町としては自粛をお願いする方針を各行政区長にお伝えしております。

皆様が楽しみにしておられる敬老会について行動制限をかける形になり本当に申し訳ございませんが、町民の命を守るための措置でございますので、御理解いただくようお願い申し上げます。

生活支援商品券発行事業について

次に、生活支援商品券発行事業でございます。

新型コロナウイルス感染拡大や原油価格・物価高騰などで影響を受けている町民の生活支援対策として、住民1人当たり5,000円分の商品券を発行いたします。

この事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、今回はコロナ禍における原油価格・物価高騰等対応分となっており、これを活用した須恵町独自の事業であり、今回、補正予算を計上させていただいております。

商品券は町内の小売店や飲食店で使うことができ、9月中旬から商品券の取扱い店舗を募集し、商品券の利用期間は11月から2月末までを予定しております。

議員各位の御理解、御協力のほど、よろしく願いいたします。

オミクロン株対応ワクチンの接種について

次に、オミクロン株対応ワクチンの接種についてでございます。

新型コロナウイルスワクチンのオミクロン株に対応した新しいワクチンの接種が、10月半ば以降から開始される予定になっております。

国からは、初回接種（1回、2回接種）を完了した全ての住民を対象に実施することを想定して準備を進めるよう求められており、本町は約2万1,000人の方を対象として、接種体制の構築を現在行っております。

使用するワクチンの種類は、オミクロン株（BA.1）と従来株に対応した2価ワクチンを使用するとされており、薬事上の承認がなされれば9月中には輸入がされる見込みでございます。

厚生労働省は、仮にオミクロン株対応ワクチンの接種間隔を5か月とした場合、4回目の接種

をした高齢者は1月頃までに次の接種機会が来ることが想定されるため、令和4年9月30日までとなっている特例臨時接種の実施期間を今年度末まで延長するよう調整しているところでございます。

接種券につきましては、既に発送しております未使用の3回目・4回目の接種券も使用することが可能と想定されており、現時点での発送対象者を、4回目の接種を完了された方と3回目の接種を完了した4回目の接種券を送付していない方として準備を進めております。

オミクロン株対応ワクチン接種に必要な費用につきましては、引き続き、国が全額を負担する方針の下、必要な予算については今後措置するとなっております。

本町の予算においては、当面の間は当初予算を使用させていただき、国の方針が確定してから提出をさせていただきますので、その際は御審議方よろしくお願ひいたします。

新しいワクチンの接種が始まる見通しのため、従来ワクチンの接種控えが懸念されますが、従来ワクチンもオミクロン株への一定の効果は示されておりますので、接種可能な方は時期が来たら速やかに検討していただきますようお願い申し上げます。

オミクロン株対応ワクチンの接種対象者や接種間隔、実施期間、ワクチンの供給スケジュール等の詳細はまだ決まっていない現状でございます、今後も国の方針に柔軟に対応し医療機関の協力を仰ぎながら、ワクチン接種を希望する方への接種機会の提供をし、この事業を進めてまいります。

須恵町議会の議員報酬の見直しについて

次に、須恵町議会の議員報酬の見直しについてでございます。

私は町長就任当初から、須恵町議会議員の報酬の在り方について改善の必要があるのではないかと考えておりました。

地方議員は、公人であり住民の福祉の増進を第一に考えるべきですが、一方、生活を営む個人であり、地方議員を職業として捉えた場合、少なくとも4年に一度は生活環境が大きく変わる可能性があること、また議員として社会保障制度など、一般の職業と比較してリスクが高いことが考えられます。併せて、政務調査活動に伴う活動費は報酬から捻出しなければならず、支障を来しているのではないかと、常々懸念しているところでございます。

住民の代表者として、年齢や性別を問わず多様多様な方々が立候補する中で、より優秀な人材を確保し、議会力向上を図るためには、議員活動に専念できる環境整備は必要であるという観点から、松山議長からも要望書を頂いております。

これを機会に検討させていただくため、早急に須恵町報酬審議会へ諮問を行い、その結果について私自身が判断させていただき、12月議会で報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

基金の運用状況について

次に、基金の運用状況についてでございます。

決算の概要につきましては、先ほど報告をさせていただきました。三位一体の改革以来、厳しい財政状況が続き、また扶助費などの経常経費等が年々増加する中で、財政規模も増加し続けておりますが、その一方で事業の選別による支出の削減努力及び近年の町内の人口や企業数の増加などによる町税の増加、また、ふるさと応援寄附金事業の体制強化、何より町民の皆様、須恵町議会議員各位の御理解と御協力により、財政状況は好転しつつあります。

令和3年度末の主な基金の現在高についてでございますが、町の、いわゆる貯金である財政調整基金は31億4,602万2,000円で、過去最高の積立てとなりました。

起債の償還財源として確保している減債基金は4億270万9,000円、ふるさと応援基金は、僅か2年で5億4,740万円を積み立てることに成功しました。総額での41億円超の基金積立ては過去になかったことです。

新型コロナウイルスの発生により、稼ぐ力として取り組んだスエノバ事業はコロナウイルスにより苦戦を強いられました。6月議会において方向性を説明させていただいております。世界経済、日本経済を見据えて柔軟に対応することにより、トータル的には財政状況を好転できたと考えております。

将来の財政運営で特に懸念されますのは、老朽化した公共施設の更新・改修であり、今後安定した財政経営を行っていくためには、この財源確保が大きな課題となるため、これからも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今回、財政状況が好転したことを受け、財政調整基金が過去最高となったこの機会に、将来に向けた新たな基金の創設が必要であると考え、公共施設等の整備の財源に充てるための須恵町公共施設等整備基金条例の制定について、今回提案をさせていただいておりますので、御審議方どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係ある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。令和4年8月10日、水曜日に行われました令和4年第3回（8月）粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

消防組合議会定例会の議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第12号粕屋南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院規則19の0、職員の育児休業等のうち育児休業の取得回数制限の緩和及び育児参加のための休暇の対象期間等の措置が改正された事に伴い現行条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決しました。

議案第13号令和3年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額21億1,174万1,258円、歳出総額20億8,979万9,463円、歳入歳出差引き額2,194万1,795円、実質収支額2,194万1,795円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第14号令和3年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額3,945万4,590円、歳出総額3,144万9,171円、歳入歳出差引き額800万5,419円、実質収支額800万5,419円となっており、全員賛成で認定しました。

日程第7、一般質問では、久山町の阿部恒久氏が令和4年度の職員採用試験について質問があり、どのような人材を求めているのか。2、採用のための広報活動について。3、採用に当たっての基本方針について。4、採用予定人員の7名程度とはどういうことか。5、福岡市消防局等、人事担当者間で受験者の情報交換等を行っているかについて質問されました。

消防署からは、コミュニケーション能力が高く、成績が優秀な人材を求めており、ホームページやポスターなどで周知を行っている。また、方針として、管内居住者の優先的な採用はしていない。女性職員は職員の5%を目標にしている。7名程度の表記については、プラスの要因が少なからずあるため。受験者の情報交換については、試験日等が違うために行っていないとの回答でした。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 皆さん、おはようございます。北筑昇華苑組合議会の報告をいたします。

令和4年8月17日に古賀市役所会議室において、第2回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

日程第4、諸報告では、議会報告第1号の地方自治法の規定による出納検査及び定期監査の結果報告がありました。

日程第5、第4号議案北筑昇華苑組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、国が定める道路占用の額に準じて行政財産使用料を改定するため条例の一部を改正するに当たり地方自治法第96条第1項第1号の規定により組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第6、第5号議案職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職務に専念する義務の特例を定める規定において、準用する古賀市の規定と同様の措置として所要の改正を行うため、条例の一部を改正するに当たり地方自治法第96条第1項第1号の規定により組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第7、第6号議案令和4年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）については、令和4年度北筑昇華苑組合会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額にそれぞれ368万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,017万9,000円として、全員賛成で可決しました。

日程第8、第7号議案令和3年度北筑昇華苑組合会計決算の認定については、歳入総額3億9,568万6,156円、歳出総額3億4,778万9,710円、歳入歳出差引き額4,789万6,446円となっており、質疑応答がありました。全員賛成で認定しました。

詳細は、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が開催されましたので報告いたします。

8月19日、令和4年第2回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりとなっておりますので、御参照ください。

日程第3、組合長諸報告でございますが、し尿処理施設酒水園につきましては、放流水は安定した水質が維持されており、令和3年度、1万560キロリットルのし尿を処理し、順調に処理業務が行われているとのことであります。

しかし、施設は昭和57年より稼働し40年が経過し、老朽化が進んでおり、改修工事等を行いながら延命化対策を図っているとの報告がっております。

次に、ごみ処理施設クリーンパークわかすぎにつきましては、RDF施設及びリサイクルプラザ両施設とも順調に稼働しており、RDF施設におきましては、令和3年度は、4万

4,460トンの可燃ごみを処理し、2万5,976トンのRDFを大牟田リサイクル発電所に搬出したとのことであります。

また、リサイクルプラザにおきましては、3,209トンの不燃・粗大ごみ等を処理しており、そのうち、有価物としまして、アルミ缶・スチール缶やペットボトルなどを約1,000トン排出し、5,811万円の売却益が出ているとの報告がっております。

次に、大牟田リサイクル発電事業につきましては、去る6月23日の株主総会におきまして、第24期の事業報告がなされ、当期純損失は、前年比2億6,594万円の減で1億1,413万円となっており、繰越利益剰余金は、13億5,409万6,000円となっております。

質疑等もなく、全員賛同の下、承認されたとの報告がっております。

次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況につきましては、4月下旬に地元3区の代表者会議を行い、6月末までに地元要望書を提出いただきました。今後、関係者と協議を重ね、12月をめどに協定書の調印を行う予定で進めてまいります。また、本年度、建設予定地取得、造成予定地整備工事、建設予定地造成工事を行っていくとの報告がっております。

議案についてですが、議案は4件、報告は1件上程されております。

議案第3号は、令和3年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてで、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により繰越明許費補正後金額5,600万円を専決処分いたしましたので、本議会に報告し、承認を求めたものでございます。これは周辺対策工事費の増額補正です。全員賛成で承認しております。

議案第4号は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例についてで、これは、組合構成町の課名が変更になった場合、その都度、条例改正の必要が生じるため、縦覧の場所を須恵町外二ヶ町清掃施設組合事務局、須恵町の環境担当課、粕屋町の環境担当課、篠栗町の環境担当課に改正するものです。全員賛成で可決しております。

議案第5号は、令和3年度の一般会計歳入歳出決算についてで、決算総額につきましては、収入済額19億2,389万9,674円、支出済額16億249万4,036円で、歳入歳出差引額は3億2,140万5,638円となっております。須恵町の分担金としまして、3億5,435万1,000円で、3町分担金総額の31.8%となっております。全員賛成で認定しております。

議案第6号は、令和4年度一般会計補正予算についてで、歳入歳出それぞれ10億6,785万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ32億9,176万9,000円とするものです。

増額の主な要因としましては、次期処理施設の造成予定地の整備に係る費用で、造成予定地の

一部に旧ダイフク跡地が含まれているため、県と協議をした結果、1、土地を掘削して産業廃棄物が出た場合は適正処理を行うこと。2、掘削せずに埋める場合は、常時監視できるようにすることの指導を受けております。次期処理施設の造成中や建設中に支障を生じるおそれや、建設後の地盤沈下、有害物質の流出のおそれなどを考慮し、廃棄物の全量撤去を行うためのものです。財源は、全て一般廃棄物処理事業債（単独事業）となっております。全員賛成で可決しております。

報告第1号令和3年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

周辺対策工事費として、翌年度繰越し額5,600万円、財源として一般財源5,600万円です。報告済みとしております。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を行います。

令和4年8月26日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において第2回定例会が開催されました。議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第3号令和4年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額9,236万7,000円に歳入歳出それぞれ950万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億187万6,000円とするものです。

歳入については、令和3年度に確定いたしました繰越金を950万9,000円増額するものです。

歳出については、林業費の森林整備業務委託料の費用309万6,000円、加えて、予見しがたい将来の状況変化から生ずる財政需要に備える予備費として、606万9,000円を追加するものです。全員賛成で可決しました。

議案第4号令和3年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額1億1,137万9,912円、歳出総額8,187万740円、歳入歳出差引額2,950万9,172円、実質収支額2,950万9,172円となっており、歳入の主なものは、県補助金2,081万3,680円、財産売払い収入2,391万5,550円、繰越金3,241万9,954円、歳出の主なものは、総務管理費

1,740万7,560円、林業費6,199万4,398円、道路橋梁費138万6,260円となっており、全員賛成で認定しました。

選挙案第1号組合長の選挙については、令和4年8月31日をもって組合長中嶋裕史氏の任期満了に伴い、当組規約第9条の規定により、議会において選挙を求めるもので、中嶋裕史氏が再選されました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第43号から議案第48号までは、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

次に、議案第53号は議会運営委員会報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

日程第5. 議案第43号

日程第6. 議案第44号

日程第7. 議案第45号

日程第8. 議案第46号

日程第9. 議案第47号

日程第10. 議案第48号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第43号令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第44号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第45号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第46号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定について、日程第9、議案第47号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第48号令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。横山会計管理者。

○会計管理者（横山 剛） おはようございます。それでは、議案第43号から議案第47号までの令和3年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括して御説明申し上げます。なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いいたします。また、監査委員による決算審査につきましては、去る7月15日から7月29日まで実施されまして、意見書を提出していただいておりますので、決算の内容主な財政指標等、後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、別冊の令和3年度須恵町歳入歳出決算書により御説明いたします。

最初に、議案第43号令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

決算書の4ページ、5ページをお開きください。

歳入の収入済み額の主な構成比を申し上げますと、1款町税は歳入全体の26.8%、7款地方消費税交付金5.2%、10款地方交付税19.7%、次の6ページ、7ページに移りまして、14款国庫支出金20.9%、15款県支出金6.8%、17款寄附金4.9%、21款町債5.5%となっております。歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は99.5%、調定額に対する収入率は99.0%となっております。

次に、8ページ、9ページの最初の支出済額の主な構成比を申し上げます。

2款総務費は歳出全体の22.3%、3款民生費40.7%、4款衛生費10.3%、8款土木費4.9%、次の10ページ、11ページに移りまして、9款消防費3.4%、10款教育費9.3%、12款公債費5.2%となっております。歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は96.3%ですが、予算現額から翌年度繰越額8,914万1,139円を除いた執行率は97.0%となっております。

翌年度へ繰り越す額の内容は、転出転入手続ワンストップ対応システム回収業務、非課税世帯等臨時特別給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業となっております。

次に、12ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額118億6,480万1,289円に対して、歳出総額114億8,001万5,427円で歳入歳出差引き額3億8,478万5,862円、これから、4、翌年度へ繰り越すべき財源（2）繰越明許費繰越し額268万6,000円を差し引いた実質収支額は3億8,209万9,862円、この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は3,420万7,971円の赤字ですが、これに黒字要素であります財政調整基金へ

の積立金 6 億 7 5 2 万 6, 0 0 0 円を加え、赤字要素であります財政調整基金からの取崩し額 1 0 0 万円を差し引いた実質単年度収支は 5 億 7, 2 3 1 万 8, 0 2 9 円の黒字となっております。

次に、議案第 4 4 号令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。2 5 4 ページ、2 5 5 ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算減額に対する収入率は 1 0 0. 1 %、調定額に対する収入率は 9 3. 1 %となっております。

次の 2 5 6 ページ、2 5 7 ページの一番下、歳出合計の行の支出済額の予算減額に対する執行率は、ほぼ 1 0 0 %となっております。

次の 2 5 8 ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 2 9 億 4, 9 6 0 万 7, 5 1 1 円に対して、歳出総額 2 9 億 4, 5 2 6 万 4, 5 5 4 円で、歳入歳出差引き額は 4 3 4 万 2, 9 5 7 円となり、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ますと、2 5 3 万 4, 2 9 0 円の赤字です。これに黒字要素であります前年度分の交付金返還金等 3, 0 7 1 万 8, 7 3 6 円を加え、法定繰入金以外の一般会計からの赤字補てん繰入金 2 0 0 万円を差し引いた実質単年度収支は 2, 6 1 8 万 4, 4 4 6 円の黒字となっております。

次に、議案第 4 5 号令和 3 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。2 8 6 ページ、2 8 7 ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の歳入済額の予算減額に対する収入率は 1 0 0. 4 %、調定額に対する収入率は 9 8. 7 %となっております。

次の 2 8 8 ページ、2 8 9 ページの一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は 9 4. 8 %となっております。

次の 2 9 0 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 4 億 1 7 0 万 1, 4 4 0 円に対して、歳出総額 3 億 7, 9 1 4 万 8, 0 8 2 円で、歳入歳出差引額は 2, 2 5 5 万 3, 3 5 8 円、実質収支額も同額です。

次に、議案第 4 6 号令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

3 0 4 ページ、3 0 5 ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算減額に対する収入率は 1 0 0. 2 %、調定額に対する収入率は 9 9. 3 %となっております。

次の 3 0 6 ページ、3 0 7 ページの一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は 9 9. 6 %となっております。

次の 3 0 8 ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額11億1,031万307円に対して歳出総額11億352万9,740円で、歳入歳出差引額は678万567円、実質収支額も同額です。

最後に、議案第47号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

328ページ、329ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済み額の予算現額に対する収入率は100.1%、調定額に対する収入率は99.9%となっております。

次の330ページ、331ページの一番下、歳出合計の行の支出済み額の予算現額に対する執行率は96.4%となっております。

次の332ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額7,582万3,094円に対して、歳出総額7,302万8,392円で、歳入歳出差引額は279万4,702円、実質収支額も同額となっております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、榑藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榑藤 武範） おはようございます。管理担当、榑藤です。どうぞよろしくお願いいいたします。

議案第48号令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

別冊の令和3年度水道事業会計決算書で説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいいたします。

令和3年度須恵町水道事業決算報告書です。なお、以下、消費税込みの決算額を報告いたします。

(1) 収益的収入及び支出です。収入は第1款水道事業収益、5ページの2列目で、決算額6億7,605万2,731円、前年度比1.2%の増です。主な要因は給水収益及び手数料の増です。

次に支出は、第1款水道事業費用、5ページの3列目で、決算額5億5,790万4,230円、前年度比2.6%の減です。主な要因は福岡地区水道企業団からの受水費の減です。

次に、6ページ、7ページをお願いいいたします。

(2) 資本的収入及び支出です。収入は第1款資本的収入、7ページの3列目で、決算額1,534万6,650円、前年度比29.7%の減です。これは、公共下水道事業特別会計からの水道管移設補償費の減です。

次に支出は、第1款資本的支出、7ページの2列目で、決算額1億5,803万6,184円、

前年度比25.7%の増です。主な要因は下水道工事に伴う工事請負費の増です。

6ページの下段です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,268万9,534円は、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補てんいたしました。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第43号から議案第48号については議長、監査委員を除く12人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号から議案第48号は決算審査特別委員会に付託し審査することに決定しました。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩に入ります。

午前10時57分休憩

午前11時09分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11. 議案第49号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第49号須恵町公共施設等整備基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第49号須恵町公共施設等整備基金条例の制定についてでございます。

この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、将来における公共施設等の整備財源の確保を目的として、公共施設等整備基

金を設置するため、当該条例を制定する必要が生じたので、提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

この条例は第1条から第7条で構成されており、基金の設置等について、必要な事項を定めております。

附則で、この条例は令和4年10月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第49号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第50号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第50号須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。船井ふるさと応援課長。

○ふるさと応援課長（船井 弘喜） おはようございます。初めて登壇いたします、ふるさと応援課の船井弘喜です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第50号須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定について。須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方自治法第156条第1項の規定に基づき、須恵町オープンイノベーションセンターの設置に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

この条例は第1条から第3条で構成されており、設置名称及び位置、委任について定めております。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第50号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第51号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第51号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第51号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、人事院規則、職員の育児休業等の一部を改正する人事院規則が、令和4年6月17日に公布され、令和4年10月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

改正の内容は、非常勤職員の子の出生後57日以内の育児休業を取得する場合の要件が緩和となること、子の1歳到達日以降における非常勤職員の育児休業に関して、夫婦交代で取得を各期間1回可能とするなどや、育児休業の取得が原則2回まで可能になったことから、育児休業等計画書の申出を不要とするなどです。

附則で、第1条で、この条例は令和4年10月1日から施行する。第2条で、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例によるとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第51号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14. 議案第52号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第52号自治功労者の推戴についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第52号自治功労者の推戴について。自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町大字旅石151番地の10、氏名、原野敏彦氏、生年月日、昭和27年3月14日、70歳でございます。

提案理由は、自治功労者の推戴について提案するものでございます。経歴については、次ページに添付いたしておりますので、御参照ください。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第52号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第15. 議案第53号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第53号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第53号須恵町教育委員会委員の任命についてでございます。

須恵町教育委員会に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町大字須恵974番地の2、氏名、山尾聡美氏、生年月日、昭和53年10月17日、任期、令和4年10月1日から令和8年9月30日まででございます。

提案理由は、現在委員を務めていただいております教育委員、印藤早苗氏が、令和4年9月30日をもって任期満了となるため、その後任について提案するものでございます。

経歴については、次ページに添付しておりますので、御参照ください。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第53号について採決に入り

ます。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第53号須恵町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16. 議案第54号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第54号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第54号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和4年度歳入歳出補正予算書で説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,233万円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億6,564万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条で、地方債の変更は第2表、地方債補正による。第3条で債務負担行為の追加変更は、第3表、債務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。まず歳入からです。主なものを申し上げます。

14款2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などで、1億9,380万9,000円の増額補正、15款2項県補助金は、農業農村整備事業費県補助金などで172万7,000円の増額補正、19款1項繰越金は収支調整のため、前年度繰越金1億9,937万円を増額補正、20款3項雑入は、社会福祉協議会交付金の前年度交付返納金1,832万1,000円の増額補正、21款1項町債は、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災減災事業債で2,900万円の増額補正です。

続いて3ページ、歳出でございます。主なものを申し上げます。

2款1項総務管理費は、町有財産事務の公有財産購入費6,191万8,000円、ふるさと応援寄附金事業1,388万1,000円、庁舎内トイレ洋式化事業4,950万円などで1億3,946万円の増額補正、3款1項社会福祉費は、福祉施設管理運営事業の福祉センター増改

築工事請負費 2,700 万円、国民健康保険特別会計繰出金 770 万 3,000 円などで 3,480 万 3,000 円の増額補正、7 款 1 項商工費は生活支援商品券発行事業で 1 億 7,544 万円の増額補正、8 款 2 項道路橋梁費は道路新設改良事業で 1,950 万円の増額補正、9 款 1 項消防費は中部防災センター（仮称）建設事業で 2,823 万円の増額補正、10 款 1 項教育総務費は、新型コロナウイルス対応教育環境支援事業 446 万 1,000 円の増額補正。

4 ページをお願いします。

5 款社会教育費は、公民館事業の類似公民館等施設整備費補助金 178 万 2,000 円、文化財保護事業 215 万 8,000 円などで 394 万円の増額補正です。

5 ページをお願いします。

第 2 表地方債補正、変更です。緊急自然災害防止対策事業債、変更前の限度額 240 万円を、変更後 320 万円。緊急防災減災事業債、変更前の限度額 1 億円を、変更後 1 億 2,820 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

6 ページをお願いします。

第 3 表、債務負担行為補正の 1、追加でございます。放課後児童クラブ実施委託、限度額 1 億 3,200 万円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、令和 3 年度借入債償還分、限度額 1,384 万 3,000 円、粕屋南部消防組合負担金、令和 3 年度借入債償還分、限度額 842 万円、中部防災センター（仮称）建設工事設計監理業務委託、限度額 3,467 万 2,000 円、英語指導助手委託、限度額 2,910 万 6,000 円、中学校ランチサービス業務委託 8,910 万円、期間はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2、変更でございます。

第三幼稚園改築工事管理業務委託、変更前の期間、令和 4 年度から令和 5 年度まで、変更後の期間、令和 4 年度から令和 6 年度まで、限度額に変更はございません。第三幼稚園改築工事、変更前期間、令和 4 年度から令和 5 年度まで、変更前限度額 9 億 4,589 万円、変更後期間、令和 4 年度から令和 6 年度まで、変更後限度額 10 億 7,995 万 8,000 円でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 54 号を議長を除く 13 人で構成する予算審査特別委員会を設置し付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 54 号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、決算審査特別委員会同様、委員長に今村桂子君、副委員長に三

角栄重君であります。

日程第17. 議案第55号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第55号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。松浦住民課長補佐。

○住民課長補佐（松浦 妙子） おはようございます。住民課長の代わりに御説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第55号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書で説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和4年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ783万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億1,156万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

次のページをお願いします。まず、歳入からです。

4款1項県補助金13万2,000円の増額補正は、特別調整交付税金の追加でございます。

5款1項他会計繰入金770万3,000円の増額補正は、給与費等繰入金の増額によるものです。

続いて3ページ、歳出です。

1款1項総務管理費783万5,000円の増額補正は、制度改正に伴うシステム改修と職員の人事異動に伴う人件費の増額補正です。

以上です。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第55号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号を文教厚生委員会に付託し

ます。

日程第18. 議案第56号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第56号令和4年度水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第56号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和4年度須恵町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項営業費用、補正額1,052万4,000円の増額補正です。これは、人事異動に伴う職員人件費の増額です。

第3条、予算、第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項改良費、補正額1,400万円の増額補正です。これは、導水管等施設改良工事請負費の増額です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第56号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第19. 報告第2号

○議長（松山 力弥） 日程第19、報告第2号令和3年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第2号令和3年度須恵町健全化判断比率の報告についてでございます。

議案書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告をいたします。

この法律は、各自治体が財政の健全性に関する比率を公表し、財政の早期健全化及び財政の再生を図ることを目的にしております。

2ページをお願いいたします。

実質赤字比率は一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。連結実質赤字比率は一般会計及び特別会計を含めた町全体の会計を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。どちらも赤字がありませんので、ハイフン記号で表示をしております。

実質公債費率とは、一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、3年間の平均でございます。今年は7.0%、前年度は7.2%でしたので、0.2ポイント下がりました。

これは、令和3年度の普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の増加により、標準財政規模が大きくなったためでございます。この比率の早期健全化基準は25%ですので、須恵町は健全な団体と言えます。

次の将来負担比率は、公営企業出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。34.4%、前年度は50.5%でしたので、16.1ポイント下がっております。これも、標準財政規模の増加によるものでございます。この比率の早期健全化基準は350%でございますので、これも須恵町は健全な団体と言えます。

なお、別冊の決算審査意見書では、監査委員に書類審査をしていただきましたところ、以上の比率について適正である旨の御意見をいただいております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第20. 報告第3号

○議長（松山 力弥） 日程第20、報告第3号令和3年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。権藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 報告第3号令和3年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告いたします。

2ページをお願いいたします。

1、令和3年度公営企業の資金不足比率、特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の3会計とも、資金不足比率には該当しないことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は9月8日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時38分散会

令和4年 第3回(定例)須 恵 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和4年9月8日(木曜日)

議 事 日 程 (第1号)

令和4年9月8日 午前9時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出 席 議 員 (12名)

2番	男 澤 一 夫	3番	稲 永 辰 己
5番	藤 野 正 剛	6番	川 口 満 浩
7番	百 田 輝 子	8番	世 利 孝 志
9番	三 角 栄 重	10番	猪 谷 繁 幸
11番	田 ノ 上 真	13番	三 上 政 義
14番	今 村 桂 子	15番	松 山 力 弥

欠席議員(2名)

1番	白 水 春 夫	12番	田 原 重 美
----	---------	-----	---------

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聡 士	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治

福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田 敦
会計管理者	横山 剛	健康増進課長	舩本直明
学校教育課長	吉本孝治	ふるさと応援課長	船井弘喜
子育て支援課長	稲岡慎太郎	社会教育課長	欠 席
上下水道課事業課長	岩崎 勝	上下水道課管理課長	権藤武範
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
学校教育課参事	松本孝之	監査委員	吉松辰美

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

ここで、白水議員より本日の会議について欠席の届出及び一般質問の取下げ願の届出がっておりますので、御報告いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申合せにより質問時間は答弁を含め1時間以内、質問回数は3回までとなっております。

順番に発言を認めます。7番、百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） おはようございます。7番、百田輝子です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

何年ぶりかの一般質問ですので、もうとても緊張しています。聞き苦しい点はお許しくださいます。

ファミリーサポートについて質問いたします。

ファミリーサポートとは、お手元にも資料をお配りしていると思いますが、育児のお手伝いをしたい人と、育児のお手伝いをしてほしい人が会員登録し、ファミリーサポートのコーディネーターによって子どもを預かってもらう相互援助システムです。

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新たに法律に基づく事業となりましたが、糟屋郡での設置を調べましたところ、粕屋町、志免町、宇美町、新宮町、そして篠栗町と久山町は共同で設置されておりますが、須恵町にはありません。また、須恵町におきましては、若い世代の方々も増え、共働き世代も多くなっています。須恵町にも子育て支援の環境設備の一つとして、ファミリーサポートは必要であると思います。

先日、私に直接、ほかの行政地区から転入されてきた方から質問がありました。須恵町にはファミリーサポートがないのかと疑問を投げかけてこられ、その方は、学童保育に申込みされていない方で、春休み、夏休みなどでシルバー人材センターの預かり制度にも入れない方からでした。

また、子どもさんが生まれ、須恵町に家を買って引っ越してきた方は、保育園のときは土曜日がありました。学校に入り学童保育に預けていまして、学童保育は土曜日が休みで預ける場所がない、小学校に入った途端に土曜日を休ませてほしいとは言えないので困ったとお声でした。特に、第一小校区は、土曜日は全部お休みですし、第二、第三小区は月2回お休みと聞いております。そんなときなど、ファミリーサポートがあれば助かるとの声を聞いております。できるだけ早期の設置が望まれます。

私も子育てをしながら働いてきまして、女性が仕事を続ける中では、休んだりすると職場に迷惑もかかるし仕事を失うと思いましたが、残業があるときなど、保育園までお迎えをしてくれる方がいれば助かるのにとったりもしました。子育て支援は、女性の社会進出には欠かせません。同じ子育てを経験した者として、子育てと仕事を両立させていた者として、子育て家庭の御負担を何とか早期に軽減をしてあげたい、その思いで質問をさせていただきます。

1つ目は、ファミリーサポートセンター事業についての御意見、御要望、または町民の方等からの問い合わせは今までありましたでしょうか。ありましたら、どのような内容か教えてください。

2つ目は、ファミリーサポートセンターの設置は須恵町にはありませんが、今後の予定について教えてください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） おはようございます。子育て支援課、稲岡です。今回初めての答弁でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ファミリーサポートセンターの設置はについてお答えさせていただきます。

ファミリーサポートセンターは、本町では設置しておりませんが、福岡県全60市町村のうち63%が設置しています。市レベルですと86%、町村レベルですと41%が設置しており、規模が大きな自治体が多く設置している状況です。

おっしゃるとおり、本町においては若い世代の方々が増え、共働き世帯も多くなっております。そういった共働き家庭のお子さんは、幼稚園・保育園に通われることがほとんどだと思いますが、令和4年4月1日現在での待機児童は2名、ほぼ認可園に預けることができている状況です。

認可園に仮に入園できず待機となりましても、本町には待機児童助成金制度があり、届出保育園等でも認可園と同様の金額で保育を受けることができます。この待機児童助成金制度は本町独自の制度であり、郡内では本町しか行っておりません。また、待機児童解消のため南幼稚園を建て替え、幼児園とし、令和6年度からは受入れ可能な定員数が大幅に増加する予定です。

これとは別に、本町では今年度から、育児疲れ、冠婚葬祭等で一時的に子どもを預けることができる子育て短期支援事業を、南幼稚園では、一時預かりを始めております。このように、本町では共働き家庭への支援となる施策を積極的に行っております。

それでは、質問要旨に沿って御回答いたします。

1、ファミリーサポートセンターの件で、要望または問い合わせなどありましたかについてお答えいたします。

子どもの一時預かりなどの子育て援助活動支援についてのお問い合わせは、年に二、三回ござ

います。問い合わせがあった際には、須恵町シルバー人材センターが個別の預かり、幼稚園、保育園などへの送迎、産前産後の育児支援などを行う子育て支援サービスを実施していただけますので、そちらを御案内しております。

また、短期間の一時預かりの場合は、届出保育園の一時預かりを御案内しております。

続きまして、2、ファミリーサポートセンターの設置は須恵町にありませんが、今後の予定についてお答えくださいについてお答えいたします。

本町におきましては、先ほども申し上げた事業のほかにも、家庭保育児と保護者のための遊びの広場つくしんぼや、育児の悩みを共有、解消するためのチャットルームなど、様々な子育て世帯への支援を行っております。

令和2年から6年までを期間とした第2期須恵町子ども・子育て支援計画において、ファミリーサポートセンター事業の実施に向けて検討を行うとしておりますので、令和6年をめどに、町としてのスキームをつくり検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） 御答弁ありがとうございます。

先ほどの中で、ファミリーサポートセンターは令和6年度を目途でというお答えを頂きましたので、そこは私も子育て支援サービスが早く実現することを願っておりましたので、安心いたしました。

もう一つ、シルバー人材センターの子育て支援サービスがあるとのことでしたけれども、私も先日、役場に問い合わせまして、シルバー人材センターで子育て支援サービスがありますということは伺いました。早速、シルバー人材センターにお話を伺いに行きましたところ、今現在、もちろん子育て支援サービスをされておって、そして、広報にも載っておりました。そこで、私はこういうサービスがあったんだということを私自身、未熟だと思うんですが初めて知りました。結構知らない方がまだまだ、このシルバー人材センターのことについては多くおられます。

去年はゼロというふうに聞いておりました。というのも、コロナが感染拡大しまして、預かる人の希望が少ないというふうにも聞きました。ただ、これが、コロナは今大変拡大中ですけれども、私が思ったのは、まだ令和6年度までということはあと2年ぐらいありますので、シルバー人材センターの子育て支援サービスをもっと須恵町でも協力して、今回広報には載ったとはいえ、ほとんどの方が、知らないと思っておりますので、例えば、LINEに載せるとか、そういうサービスをもっと子育て中の方、私は小学生低学年の方、保育園に行っている方は割りとそういったサービスは知っているかもしれませんが、ただ、小学校に入っておられる方は、現実に子どもの送り迎え等がかなり困っているというふうに聞いておりましたので、ぜひ、その間の期間、

もっと役場側での御協力頂けないでしょうかということをお聞かせください。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 久しぶりの一般質問、ありがとうございます。

このファミリーサポートセンターだけに限ったことではなく、子育て支援については、順次年次計画を持ってやっていっているわけです。今日も一般質問、別の議員さんから出ておりますけれども、学童保育所についても、より質を上げるために、やっぱり民間レベルの民活というか、技術を持った方、いろんな形で、より町民の方々が求められるニーズにやっていこうということも順次行っている。待機児童も含めた一つの解決策として、南幼稚園を認定こども園にやっていくとか、計画的に全て進めております。

今おっしゃったファミリーサポートセンターについては、この計画の中で令和6年までに完備するんだという計画で、要するに順番にずっとやっていっているものですから、今現在、シルバー人材センターのほうでやっていただいていますけれども、なかなか専門的な知識とかございませんので、そのあたりについては、補完事業として担当課のほうからシルバー人材センターと協議させて、ある程度補完機能としてやっていきたいなと思っております。

申し上げますけれども、やるといっても、町営直営でやるとは限りませんので、今現在、須恵町の子育て支援事業に関しては、全て民活を取り入れてやっていこうと、役場の職員で全部やっていくとか、雇用してやっていく時代ではなくなっているし、新しい技術、そういった考え方とかそういったものを取り入れるためには、やはり行政サイドが直営をやる時代ではなくなっていると思いますので、そのあたりも総合的に判断しながら、今後も進めてまいりたいと思います。

これからも、こんなことを言うと語弊があるかもしれませんが、女性の目線でいろんな子育てに対する一般質問を頂くと、それが一つ反映されていくと思いますので、これからもどしどし一般質問してください。

以上です。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） 御答弁ありがとうございました。前向きに御検討頂いているということも、それから、順次行っているということですので、私もなるべく早期の実現を願って、今日の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） 14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番議員、今村桂子です。

猪股教育長におかれましては、教育長に就任されて初めての質問となりますが、よろしくお願

いします。

それでは、通告に従い、学童保育の民間委託について質問をいたします。

保護者が運営主体では、指導者の雇用や働きながらの学童の運営など役員の負担が重いことや守秘義務の問題、小学校3校の学童で延長保育の時間、保育料、土曜日の運営の有無や時間などが統一されていないこと、糟屋地区では須恵町以外の1市6町で外部委託をされていることなどの観点から、平成28年12月議会と令和元年6月議会において、学童保育の民営化について質問をいたしましたが、須恵町の学童保育所には歴史があり、今のところ外部委託は考えていませんとの答弁でした。

今年度6月議会での教育行政報告において、来年度から民間委託が決定したとの教育長の報告がありましたので、大変うれしく思っております。

そこで、5点ほど質問をいたします。

1点目、来年度からの民間委託について、保護者への説明会は開催されましたか。

2点目、今後のスケジュールはどうなっていますか。

3点目、小学校3校学童保育の利用料、運営時間、延長時間、延長料金、土曜日の運営の有無や運営時間などの基本的な部分が現在ばらばらで統一されていません。民間委託するに当たり、統一は行われますか。

4点目、運営委託業者の選定についてですが、募集や選定方法についてはどのようにされる予定ですか。

5点目、政府は新・放課後総合プランにおいて、共働き家庭などが利用しやすいように学童保育の充実と質の向上を測り、2019年度から2023年度までの5年間で待機児童の解消を図り、女性就業率のさらなる上昇に対応できるように、約30万人分の受皿の整備を図るとしておりますが、近年の子育て世代の人口増加や6年生までが学童保育入所対象者となっている状況で、今後も学童の待機児童が増えることが予想されます。民間委託に当たり、今後を見据えた待機児童の現状、状況、待機児童解消に向けた対応についてお答えください。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えいたします。

学童保育の民間委託についてですが、学童保育所は、設立当初から保護者会委託事業として運営されてまいりました。その背景には、開設に向けて努力された保護者の我が子を自分たちで守るという強い理念が反映され、それが今日まで受け継がれているものでありますが、御存じのとおり、学童保育所は、運営するに当たって保護者への負担が非常に重く、糟屋郡内においては直営が粕屋町の一部の学童のみ、保護者会運営は本町のみで、残り全て民間業者に委託しているという状況であることから、本町でも令和5年度より民間業者への委託にかじを切ることとなりま

した。

今後は、民間のノウハウを大いに活用し、子どもたちにとってよりよい学童保育所にしていきたいと考えております。

それでは、御質問の趣旨に沿って回答させていただきます。

まず1点目、保護者への説明会は開催されたか、2点目、今後のスケジュールはどうなっているか、3点目、基本的な部分での小学校3校学童での統一について、4点目、運営委託業者の募集選定方法は、この1から4の質問につきましては、関連する内容ですのでまとめてお答えさせていただきます。

今回、補正予算案に令和5年から令和7年までの債務負担行為を上げさせていただいております。学童の民間委託についてですが、本会議にて可決頂けましたら、直ちに公募型プロポーザルにて業者の選定作業に入ります。12月までに業者を選定、年明けから引継ぎ作業をし、令和5年4月から民間委託をスタートしたいと考えております。

なお、保護者への説明は、令和3年度中に、各学童の保護者会（役員会）に民間委託する旨の説明を行っております。

1つの業者が3つの学童を運営することになりますので、利用料や利用時間などの諸条件は3学童全て同じ条件で運営する予定になると思います。

最後に、5点目の今後を見据えた待機児童の状況、待機児童解消に向けた対応についてということでございます。

学童においては、毎年ほぼ定員いっぱいまで受け入れており、年によって増減はありますが、入所できずに待機児童が出ている状況はあります。

昨今は、町内各所で宅地開発が進んでおり、学童保育所の需要は今後ますます増加することが予想され、何らかの対応が必要であることは明白です。しかしながら、待機児童の解消には施設設備が必要です。施設を増築するには、崖地条例による建築できる範囲の問題、併設する場合の消防法による施設整備の問題等があり、施設整備ができない現状があります。

また、他市町で行っているような学校の空き教室も検討しましたが、本町においては、教室が全く現在のところございません。保育園や地域の公民館などに可能性があるのではないかと模索しているところですが、児童の移動の問題や費用の問題、指導員の人材確保など様々な問題をクリアする必要がありますので、今後、状況を見据えながら解消に向けて検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） お答えを頂きまして、募集は12月までに委託を決定するという

こととございますが、大体のどの辺に声をかけるとか、そういうことは現在決まっているのでしょうか。3か所を1か所のところに委託するということですよ。ばらばらじゃなくて。その点で、条件等を統一することができるということとございますが、土曜日の運営があるということないところあるので、今後は土曜日の運営をどうされるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、保護者会の説明会が終わったということで、その中では、外部委託ということについて問題点などは上がらなかったということをお聞きしたいと思います。

それから、待機児童のことについては、年々増えていくということで大変だろうとは思いますが、施設も限られていると思うんですけども、前質問したときに、町長のほうがお答えになったと思うんですけど、明道館がバスを持っているということで、その辺も視野に入れて検討していきますということだったんです。その辺の明道館等で預かるということなども考えられているのかということをお聞きします。

あと、施設的には大変だと思うんですけど、あまり待機児童を出すのもどうかと思うので、今後検討していただきたいというのが1点です。ちょっとお答え頂きたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 私のほうからお答えしたいなと思っておりますけども、再質問のこういった形で業者を選定するかというのは、今、教育長が言ったように公募型のプロポーザルでやりまから、どの業者がこっちから指名とか、そういったことはございませんので、その点は御理解頂きたいなと思っております。

当然、今現在の働き方改革とかいろんな中で、土曜日というのは一つのキーポイントになりますので、それも条件には入れて当然だろうと思っております。

保護者会の説明のほうについては、やった後、私のほうに教育委員会のほうから苦情があったとかそういった報告、ございませんので、特に今現在、公立の保育所、幼稚園を認定こども園化して民営化していったということで、保護者の方々も要は公立でなければならないという選択肢はもうなくなっているということで理解しております。

それと、明道館の話ですけども、これ、今回のプロポーザルでここが手を挙げられるかどうか分かりませんが、そのとき、この明道館のことを言ったのは、その当時はまだ3つの町立というよりも保護者会運営で町が補助金を出してやっていると、それ以外の、要するに広域的な学童に預けたいという方々を補完的に預かるような施設でお願いできないかなあということで、あのとき言っているんです。

だから、今回、1か所ということ担当課のほうで、要するにいろんな不公平感とかそういったものをなくすために、要するに公募型で要するに1つの事業所を選んでやっていくということとございますので、そのあたりも見えていくと、それ以外に申出があった場合、要は、新しい施

設を我々が3つの小学校区にまた建て直すとか、そういったことではなくて、新しい事業者を募集して広域的な学童保育所、要するに教育を基盤にやっていくとか、情操教育をやっていく学童保育所とかいろいろなこと、都市型のこと、これ以前もそのとき申したかなと思いますけども、そういったものを募集をかけて、今のところ3つのキャパがあります。その範囲内でプロポーザルを出して、それで待機児童が出るようであれば、積極的に今言ったような民間参入型の全町的な補完的なものを募集をかけていくというやり方が、施設整備とかいろんなことを考えても、やはりもう先ほどの百田議員にお答えしたように民活、そうやっていくことによって、いろんな部分を補っていくというのが、これからの正しいやり方と思いますので、今言われた5つの質問については、当然のことと思って考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 町長、教育長か、土曜日の延長。土曜日はどうのこうの、もう答えた。（発言する声あり）今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 土曜日も視野に入れてということでございますので、保護者としては大変ありがたいことかなと思っております。

多分、施設というのは限られているので、町長言われましたように、施設を建てるには財政的に無理ですので、施設の中で何人というのは平米数で決められているというところもありますので、待機が出たときにはそういう形の民間を活用してやっていただけるということで、大変枠が広がっていくのかなというふうに期待をするところでございます。

あと1点、選定というか入所者の選定についてです。

前は、保護者会でやっていたりして、守秘義務の問題とか非常に出ておりましたので、昨年やっとな第三小のほうも、多分役場のほうで入所者を選定していただいていると思います。

3つの小学校の入所者選定に関しては、今は役場のほうで保育所と同程度の選定基準を設けてやっていると思うんですけども、民間委託をした場合、入所者の選定はどのようにされるおつもりでしょうか。そのまま選定だけを役場でされるのか、委託のほうに任せられるのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（松山 力弥） 稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） お答えいたします。

細部については、まだちょっと議決も頂いておりません状況ですので、まだ詰めてはおりません。ただ、全体的な条件といたしましては、これまでと同程度で考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 女性の社会進出がますます盛んになってきて、結婚、出産後も仕事を続ける女性が増えてきておりますし、子どもを安心して育てられる環境の整備は、ますます

重要になってくると思います。民営化で学童保育の充実と質の向上に期待して質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。11番、田ノ上でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、防犯カメラの設置補助と広報紙の全戸配布について伺いますので、よろしく願いいたします。

まず、防犯カメラの設置補助です。

防犯は地域の総合力であり、防犯カメラ万能とは私も思っておりません。しかしながら、有用なものであることも確かでございます。

先日、住民の声を聞く機会がありました。敷地への侵入などに大変不安を感じているというものでございます。さすがに町の補助等で個人宅への設置は、これは難しいと思ったものですが、また、本日のこの質問の思索でこの方の不安を直接解消することはないとしても、何らかの安心につなげたいと思つてのものでございます。

そういうわけで、以前、同僚議員の質問もあったのですが、私からも聞かせていただきます。

通告文を引用します。安全安心は誰もが願うところです。須恵町は、各種団体の活動や地域の様々な取組が活発です。その効果もあつてか、穏やかな町民生活が成立しています。一方で、世情は不穏であり、一層の防犯対策の充実を期待するのが町民の心情ではないでしょうか。

防犯に関しては、今や防犯カメラの存在抜きに語れない時代です。犯罪の抑止力、そして犯人特定のためにも、防犯カメラは有効です。行政による設置は進んでいると思いますが、地域組合や企業などの事業所で設置する際の補助などについて伺いたいということです。

防犯カメラの設置につきましては、令和元年に川口満浩議員が県制度の活用も含めての質問がございました。そのときの町長の答弁は、必要性は誰もが認めている。現在の捜査は防犯カメラなしでは成り立たない。設置はこれから考えていきたいと前向きな発言でございました。一方、県の制度は使いにくいといった趣旨の発言もありました。

それから3年が経過し、その間の動向もあると思います。昨年、須恵町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱が制定されているのを確認いたしました。第1条に、防犯カメラの適正な運用を確保し、町民等の権利・利益を保護することを目的とするとうたっているように、積極的な活用を願うものです。

近隣自治体で福岡市、宗像市、嘉麻市は補助金制度を設けています。それぞれ特色があります。参考までに、補助の対象となる団体、補助の内容について3市の比較をしました。

まず、補助の対象となる団体について、福岡市は、1、自治協議会、これは須恵町で言うところのコミュニティーです。2、自治会町内会、3、その他市長が認める団体となっております。

そして宗像市は、1、コミュニティー運営協議会、2、自治会となっております。

そして嘉麻市は、先ほども少し触れました福岡県の性犯罪防止対策の制度に準じた事業者、地域団体としています。

次に、補助の内容です。福岡市は経費の4分の3の額を補助し、上限額はポール、いわゆる支柱です。支柱を建設の上、そこにカメラを設置するといった場合、1台につき25万円、カメラのみの場合20万円、そして2台目以降は10万円ということです。

宗像市は経費の2分の1の額を補助すると。そして、あとは福岡市同様でございます。

嘉麻市は2分の1の補助、そして上限額は5万円と。ただ、例外の規定もあるということでした。

福岡市、宗像市は、年間の補助件数を4台までとしております。100万円の年間予算ということになります。

仮に、須恵町も同様の条件で2台程度つけるとしたら、年間50万円の予算で、民間の意欲と力を生かして設置ができるのではないかと思います。5年も続ければ、最大10台の設置になるのではと考えた次第です。

設置箇所などは申請する団体の考えによることになりましようが、しかしながら、どこでもいいということはないので、福岡県のガイドラインを踏まえ、また警察協議も含めた審査を経ての設置になると思われます。データの維持管理については、須恵町の要綱第5条に、町長は業務を委託するときは委託業者に適切な管理運用を徹底させなければならないとの規定を遵守させることは当然です。そして、機材の維持管理についても、委託者が適切に管理することで民間の力を活用しての防犯対策が大いに進むと思われます。

ここで伺います。

1、町内の防犯カメラの設置台数と箇所を教えてください。

2、設置済みのカメラの効果としてどのようなものがあるでしょうか。

3、今後増設の計画はありますか。その場合は、その概要を教えてください。

4、先ほど説明した福岡市、宗像市、嘉麻市などは防犯カメラの設置補助金を設けて、設置を希望する地域組合や企業等に一定の額を補助しています。須恵町でこのような事業を行う計画はあるでしょうか。

5、防犯カメラの設置によるもう一つの効果として、見守りの安心感を住民に与えられることも考えられます。警察の治安維持活動、町内各種団体の地域活動を補うものとして検討を願うものです。町長のお考えを伺います。

続きまして、広報すえの全戸配布を望む質問です。

これも、以前に同僚議員からの一般質問がありました。前町長の時代でございましたが、私が確認したところで2問ございました。組合の在り方などの議論となり、できないということが結論づいていたように思います。聞いていた私も、当時は町長の答弁に賛同の思いで聞いておりました。

しかし、今、改めて考えると、検討の余地もあるのかなと思っております。その理由として、組合加入率の低下があります。通告文に記載のとおり、広報すえは地域組合に加入している家庭に配布されていますが、組合加入率の減少から未配の家庭が増加しているのではないかと問題提起をいたします。

組合加入率が高いことを前提にすれば、現行の方式は合理的であり、地域のためにも町のためにもよいものだと思います。また、だからこそ長く続いたやり方だったと思うのです。それが現在、4割近く of 家庭に広報紙が届いていないのではと考えられます。この状況は改善の必要があるのではないのでしょうか。

現在の組合の加入、未加入で行政からの情報提供に不公平感が生まれるのは問題ではないか、今から劇的に組合加入者が増えるのが理想的ではありますが、これは難しいものと考えます。以前の議論で、全戸配布をすると部数増加により印刷コスト、配布コストが増加するという議論がございました。コスト増は考えものですが、コストを意識して広報紙を組合員に限るとする、そうすると、組合加入者が減れば減るほど部数が減って安上がりになっていいという倒錯した考えに陥る危険性もあります。そんな考えはないと思っております。

しかし、仮に部数減を許容するならば、町の広報紙としての使命は果たせなくなってしまいます。もはや組合員の会報になってしまうという危険性も感じるものでございます。ここは広報紙の配布と組合の加入は分けて考えるべきではないかと思っております。

ほかにも、必要な情報はホームページに掲載されているからホームページを見ればよい、町の施設に取りに行けばよい、知っている人に聞けばよいとか、今さら紙は時代遅れとかいろいろな意見がございました。私の思いは、最初に申し上げましたように不公平感を避けたいというものでございます。全戸配布を実現すべきではないのでしょうか。もちろん、100%全世帯に入れねばならないという硬直したものではなく、状況に応じ、せめて9割以上の御家庭に広報すえを届けていただきたいなと思っておるわけです。

ここで町長に伺います。

須恵町の組合加入世帯は減少傾向にあると思いますが、組合を通しての広報すえの各家庭への配布数と、この数年間の配布数の推移はどのようになっているのでしょうか。

2つ目に、役場やアザレアホール、その他の場所の置いている広報すえの持ち帰りは、毎月ど

の程度あるのでしょうか。

3つ目です。近隣では、広報紙を全戸配布としている町が増えています。須恵町において、今後、広報すえの全戸配布を行う計画はあるのでしょうか。

4つ目です。事業者に委託した場合、全戸配布のコストはどれほどになるのでしょうか。

最後に、全戸配布を実現できないという理由があれば教えてくださいということでございます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、まず防犯カメラの設置補助はというところでございます。

防犯カメラの意義につきましては、町としましても十分認識しておりまして、犯罪の予防、検挙に欠かせない重要なものだと考えております。警察関係の会議でも、捜査のキーワードは防犯カメラとDNAというふうに話されておりました。

一方で、防犯カメラを不特定多数の人が往来する公共の場所へ設置する場合は、憲法上の権利である肖像権やプライバシー権の問題と比較考量して検討する必要があります。

現在、役場が設置している防犯カメラは、福岡県が示した設置に関するガイドラインを基に、須恵町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を制定して厳格に運用し、設置場所についても警察協議を行い決定しております。その結果、駅と役場管理の駐車場に限定しており、道路等への設置はございません。

特に、一般家庭等が防犯カメラに映り込むような道路等は、過去に犯罪が発生し、現在も犯罪発生の高発性が高い場所、暴力団組事務所付近などでなければ、設置は難しいようです。設置可能な場所として考えられるのは、例を挙げますと、歓楽街や車上狙いやわいせつ事案等の多発地域でございます。

また、設置後も警察からの画像提供依頼の対応や立会い、閲覧目的に疑義がある一般人への対応、設置に対する苦情などなどの対応にも設置管理者は対応しなければなりません。

最近、マスコミ等で犯罪発生場所付近の映像が放映されることがあります。この映像は、あくまでも私有地に設置した自己の財産、生命を守るため必要最低限のカメラ映像でございます。自治体等が公共の場所に設置した防犯カメラ映像を捜査機関以外に提供することは、法的にはできません。もちろんマスコミ等にも提供はできません。

議員の御指摘の防犯カメラは、仮に行政区等で設置しても、自治体が設置した場合と同様の法的な縛りの下に、維持管理の責任が行政区等に生じてまいります。

このような状況を考察した上で、議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、町内の防犯カメラの設置台数と箇所についてでございます。

設置台数は、現在4台。設置箇所はJR須恵駅、須恵中央駅、新原駅、歴史民俗資料館駐車場

の4か所でございます。

次に、設置済みのカメラの効果としてどのようなものがあるかということでございますが、犯罪の予防、取締りの効果があるというふうに認識をしております。

今後の増設の計画でございますが、現在のところ計画はございませんが、この種の案件は犯罪情勢等の世論に左右されますので、柔軟に対応させていただきたいと思っております。

地域組合、企業等への補助金についてでございます。

現在のところ計画はございません。現在の当町の状況において、地域組合等に補助金を交付して設置及び維持管理に関する様々な対応をお願いするまでの状況にないというふうに考えております。具体的な事象が発生した場合は、今までどおり町と警察等で協議を進めた上で設置したほうがよろしいかと考えております。

防犯カメラの設置検討についてでございます。

先ほどの回答と同様になりますが、この種の案件は犯罪情勢等の防犯に左右されますので、柔軟に対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、吉川まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） それでは、私のほうから広報すえの全戸配布をということで、質問要旨につきましては、一括して回答をさせていただきます。

広報の配布状況ですけれども、組合配布世帯数は、平成30年で7,200世帯、令和元年度7,300世帯、2年度以降、多少増減ございますけれども、7,300世帯で推移しております。

令和2年国勢調査結果の世帯数が約1万1,000世帯でございますので、約66%に配布しているということになります。

その他、病院や企業向けに67か所と公共施設は200部を8か所に配布しておりまして、持ち帰り数の把握はしておりません。

全戸配布の是非につきましては、平成30年8月の須恵町自治組織参加促進協議会におきまして、自治会、組合加入と組織強化の一翼を担っているというような理由から、現在の組合配布形態となっております。

全戸配布した場合のコストにつきましては、現在の8,000部を1万3,000部と想定しまして、増刷部数約5,000部の印刷製本費300万円、配送費は700万円程度の増額となりまして、年間経費は現在の600万円にプラス1,000万円程度の増額となっております。その他、議会広報の印刷費、配送料も別途増額となってきます。

今後についてですけれども、現在、全国的に求められている地方行政の在り方の一つに、デジタルの活用による住民の利便性の向上や自治体の業務効率化を目的とした地方行政のデジタル化、

D X推進に基づく行政革新の推進がございませう。また、2050年脱炭素社会の実現に向けた動きとしまして、生活環境を守るために省エネやごみの半減など、町民と共に進める循環型まちづくりやゼロカーボンシティーを達成する具体的な戦略が求められております。

このようなD Xやカーボンニュートラルが推進される中、日本の新型コロナウイルスの給付金対策においては、諸外国のプッシュ型支援に対しまして、デジタル化の遅れが原因で、自治体を含め住民の皆様にも大きな混乱を招いたとございませう。三、四年前とは明らかに状況が変わり、デジタル化というものが一層重要なものになってきております。

町といたしましても、紙媒体の広報は作成から発送までに時間がかかることが課題と捉えまして、スマホの普及により、いつでもどこでも見ることができるホームページ、LINE、それからdボタン等でスピードと利便性を重視しました情報発信に力を入れております。

それから、広報の増刷は費用面だけではなく、世界全体で進めるカーボンニュートラルの実現のために、スマートフォンの普及とともに紙媒体を減らすというような発想の下、増刷よりもデジタル化に向けて取組を進めるべきであると考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） なかなか厳しい御回答で、半ば予測はしてはしておりましたが。

防犯カメラに関しましては、公共の設置同様となるなら警察の縛りが来るというお話で伺いまして、それは確かにそうなる簡単な設置はできないなど。もちろん柔軟に対応するというお話は伺いましたが、非常に残念ではありますけど、答弁を受け入れる気持ちでおります。

総合的に、防犯はやはり総合力でございませうから、町を挙げて取り組むということが大事なのかなと思っております。

防災と比較して考えてみました。防災は事前の対策が問われます。そして、「災害」を「防ぐ」と書いて「防災」でございませうから、防犯も同様だろうというふうに思っております。事前の対策こそ防犯であると。そして、しかも人間が相手でございませうから、犯罪者の心を読むというところで抑止力という効果も生まれてまいります。須恵町の団結と、そして今までの様々な措置、警察の力を合わせる、そういったことで未然に犯罪を防いでいく、そういった姿勢は私も評価しておりますので、今の答弁は受け入れるものでございませう。

そして、広報紙の全戸配布でございませうが、これおっしゃるとおりでございませう。7,300で推移していると。以前に同僚議員が質問したときは7,500という答弁がございましたので、若干減っている分もあるけど大きく減りはせずに、昔、7,500出ている頃の人口はあれより多少増えておりますし、そういったことも含めて考えると、若干微減しているのかなというふうに思いますが、思うに、コスト、そしてデジタルの活用ということでのお話であった

ように感じます。

デジタルの活用は私も大賛成でございます。これは今からの趨勢でございますので、取り組んでいって、いい施策につなげていってほしいと思うものですが、ただ、紙を発行している間は、これはやはり限りなく全町民に行き渡るとというのが公正ではなかろうかというふうに思うわけで、この質問をさせていただいたわけです。

そしてまた、コストに関しましても、プラス1,000万円というお話でございましたが、私、一つこの質問、コストの部分で参考させていただいたのが、今年、ハザードマップを配布しましたが、これ全世帯に配るということで、そのときの予算額が30万円ということでした。もちろん同額でできるかどうかという話もありましたが、ため池ハザードマップなどは少々厚みのあるものでありましたので、かさばるものを配ったという実績がもう既にあるわけですから、何とかここは工夫次第で可能になるんじゃないかと。仮に、安く見積もって月30万円なら年間で360万円と、大変荒っぽい計算ではございますが、そのように考えた次第です。もう封筒やビニールなどそういう包装を省いて簡素に配布するという形でコストダウンはできないものかというふうに思っております。

この2点でございますが、配られていない家庭では、先ほど答弁でもございましたように議会広報も一緒に配られているという話でありましたが、広報すえに限った話ではないわけです。織り込まれる各種団体の発行物、福岡県だより、そして私どもの議会だより、シニアクラブの老俱だより、またスポーツ協会、文化協会、社協、シルバー、共生のまちづくり、更女、食改、コミュニティーなど多種多様な広報物が織り込まれて、確かに部数が増えるという問題もありませんが、大変有益な情報が各家庭に送られるという効果は、デジタルが完備するまでの間、大変いい情報になるのではないかなと思っているわけであります。

今、未加入の世帯には届いておりません。この方々が須恵町をよく知り、愛着を持っていたただけるだけでも、これはやる価値があるのではないかなと思っておるわけです。

また、須恵町の最大の財産は、この組合加入者、未加入者を含めた町民の皆さんであると思っております。須恵町は、裕福な町ではございませんが、広報紙の配布ぐらいはできると。このまま加入率が、今は横ばいなので、下がると大きい声では言いませんが、組合員にだけ配布するということとなると、私としては会員制の町じゃないんだからと、そういうふうに思ってしまう部分もございます。いま一度検討して、町長の御判断を伺いたいところです。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） お答えします。

防犯カメラの分については、今、担当総務課長が言ったとおりの見解だろうと思っております。

これを自治会あるいは商工会とか取りまとめのところにさせるとすると、そこに責任問題とかいろんな管理の問題とか発生しますので、今の段階では、警察署のほうにも総務課長を通して確認したところ、須恵町が一番、災害の発生率が低いんです。非常に穏やかな町という状況の中でございますので、警察と連携しながら、タイムリーにいろんな施策を取っていきたいなと思っております。

広報紙の問題なんですけども、今、担当課長のほうがるる申しましたけども、これは私が町長になってから、町長になる前から前任の町長と一緒にやってきたことなんですけども、やはりこの町というのは、特に広報紙でいうと、平成29年に児玉議員に対して中嶋町長が広報紙の問題に答えられた。その中では、要するに、強硬な発言もいろいろあったわけなんですけども、そこに、話のテーマの中身が不公平感とか不利益だとかいう話で、平成29年の時点では、全国の1,740以上の自治体ではまだ紙媒体、申請主義の時代だったんです。だから、当然、紙媒体のものに対しての議論としては、不公平感とかそういう議論として成り立っただろうと思いません。ところが、この3年間の間にこの国というのは大きく変わりました。コロナのおかげ。

先ほど担当課長が言いましたけども、先進国の中で、インフォメーションテクノロジー、要するにIT、DX全ての面において先進国の中で一番後進国なんです。ということが国民にばれてしまった。その大きなきっかけになったのが、政府が出そうとした地方創生臨時特別交付金ですが、30万円とか10万円とかいって、じゃあどうやって交付するんだ、自治体に丸投げ。全部紙媒体。要するに申請。申請主義にはならないからです。プッシュ型なんですけども、やっぱり紙媒体になっていた。こんな不合理なことあるか。

ほかの面でも全てにおいて国というのがもう取り込まざるを得なくなった。菅総理になったときにデジタル庁をつくるんだとおっしゃった。よく考えてください。デジタル庁をつくる前に、須恵町議会は何に取り組みられましたか。紙媒体はもう駄目なんだ、タブレット端末を我々は導入するんだと、試験的に入れていこう。最初はどぎまぎな部分もあったかもしれませんが、今全てタブレットで皆さんやれるようになったと。この日本という国がそういうふうになっていくんだと国が言っているんです。その先陣を切られたのはこの須恵町議会です。

その中で、あえて私が町長になって積極的に取り組んでいったのが、もう何回も言いますが、ITとかDX事業とかマイナンバーカード、何でよその町に先駆けてやろうやろうと皆さんの御理解を仰いだか。要するに、さっき言葉が出ていましたけども、申請主義、紙媒体、サインが要る、印鑑が要る、そういった時代じゃなくそうと、全て住民サービスでできることはプッシュ型にやっていくんだ、それが、組合に入っていようがいまいが均等な住民サービスにつながるんですよということです。

この広報紙の問題、平成29年の時点では議論が成り立ったと思います。ただ、議会のほうに

もお諮りする、議会も取り組まれた、その中身の中で、新たにカーボンニュートラルも始まっていった。紙媒体とおっしゃいますけども、日本の間伐材を切って紙をつくっているわけじゃないわけです。安い外国の後進国と言われるところから木材を買ってきて、それで紙をつくって配っているんです。環境破壊を明らかに起こしている。今年の3月、カーボンニュートラル宣言やりましょうと議会にも御賛同頂いた。その中で、全戸配布が住民サービスにつながるんだという議論は、ちょっともう成り立たないんじゃないかと私は考えております。

そこに不利益が生じるじゃないか、確かに組合加入なさっているところにしか今配っていません。ところが、先ほど担当課長も言ったように、ホームページもきちんと整理してきた。しかもパソコンを開かなくとも携帯で今皆さん見れる。その中にいろんな情報が入っているわけです。それに対して高齢者とか障害のある方、ハンディーを持った方々の議論がなるかと思えますけども、よく考えてください。私68歳です。前期高齢者、明らかに私たち携帯で全部やっている。東京においてもLINE WORKSで仕事しよるんです。実名挙げて悪いですけども、来年、前任の中嶋町長75歳、後期高齢者です。この年代、皆さん携帯で全部やり取りなさっているんです。広報が来てうれしいなと思っていらっしゃるかもしれませんが、必要な情報は皆さんもう既にやっている。じゃあ高齢者はどうなるのか。シニアクラブ見てください。パソコン教室開いて全て皆さんそれでやったりしていらっしゃる。

それでも高齢者の中で一部分、一部分の高齢者の方でやっぱり紙媒体じゃないといかんという方々、それとか、いろんなハンディーを持たれた方々、これは福祉の世界です。その方々に対しては、やはり紙媒体できちんと調査をやってお渡しする必要があると思います。希望なさった場合は。

だから、そういった発想の転換をやっていく中で考えると、全戸配布が組合加入率を上げる、そんなことはないと思います。そんなことをしなくても、組合に入っている、入っていらない人で、じゃあ須恵町にお前不公平やないかとおっしゃる方いらっしやらないと思う。なぜかという、そういった行政サービスもやっていますから。皆さん全部それを使われて享受なさっています。しかも、カードを使われてコンビニ交付もなさっている。わざわざ役場に来なくても。それをどんどん進めようとしているんです。紙媒体をなくしようということです。

じゃあ何で組合、行政区に広報紙を配っているんだ、発想の転換をしていただきたいと思いません。言葉は悪いですけど、わざわざ行政区の組合に入っていて、地元の美化作業とかお祭りとか、地元の役員とか地元のコミュニティーを守っていらっしゃる方々に対する今はサービス事業として紙媒体でお配りしているけども、ある程度ITあるいはDX、いろんなマイナンバーカードがきちんと整備されてきたときには、紙媒体の広報というのは、私は逆に減少させていくのが我々行政の役割だと思っているんです。

先日のデジタル庁の河野大臣がテレビに出ておっしゃっていました。やっぱり進めていかんやいかん。今はもう世界中がそれで動いている中で、何でカーボンニュートラルなんだ。環境破壊です。それに宣言した町が町民に紙で全部配りましょうという考え方じゃなくて、これはもう町民の方々にも御理解頂きながら、もし携帯でパソコンを開くことが、見れないとかおっしゃる方がいらっしゃるのであれば、その方に使い方を覚えてもらう。どうやったらいろんな情報がもらえるか、そっちのほうを広めていくのがこれからの行政の役割だと思っておりますので、広報紙に関して、今後、私がいつまで町長するか知りませんが、広報紙に関しては、要するにそれが組合加入率の問題にはつながらないと。行政サービスというのはこれからはDX、IT、そういったものをどんどん使いながら便利な町にしていく、情報についてはそうやっていく。わざわざ役場に来なくてもいろんなサービスが受けられる町になっていかなきゃいけない。

その議論の中にこの広報紙もあるけども、初めてこういった理論で言っていますけども、せっかく議会も先陣を切られたわけですから、町民の方々に利便性を議員の方々にも町民に伝えていただきたいです。そうやっていきましょうよ。そうやってマイナンバーカードが9割になってみると。やりたいんです、須恵町は。そうすると、そのカードを使って須恵町の情報を入れられるようになると、全てがプッシュ型に変わるんです。だからやっているんです。そういったことも御理解頂いて、広報紙については今のところサービス事業でやっているけども、将来的には行政区にもお諮りした上で、ある程度準備ができれば紙媒体ではないと。今の若者はもうみんなそう変わっています。

高齢者も、さっき言ったように享受なさっているんです。ごく一部の人たちに対しては、福祉の世界として行政サービスとしてやっていくのがこれからのまちづくりだろうと思っておりますので、御理解頂きたいと。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 町長の御答弁で議会を大いに持ち上げていただきまして、大変うれしい気持ちもございます。

先に防犯カメラです。穏やかな町ではありますが、私も最初の質問で穏やかな町民生活が成立していると申し上げましたが、その上で、実は県警の統計を見て考えた部分もございまして、カメラの分は最後に、これちょっとお勉強の発表みたいで恐縮ですが、少し述べさせていただきます。

糟屋郡近隣各町の窃盗事案で、これはざっくりとした人口比で比較させていただきました。これ実は大きな差はありません。それをいうと糟屋郡全体が穏やかだと言われたら、それはそうなのですわとしか言いようがないんですが、実は須恵町を含めて大きな差はないと。窃盗事案で比較しましたのは、これは比較可能な数字が出ているからでありまして、特に他意はありません。

凶悪犯とか重大事案ですと、もうゼロとか1とかいう話になって比較が不可能です。

比較的、粕屋、新宮が多く出たのは、大型の商業施設があるからではないかなと思っております。ということは、須恵町、一見穏やかですが、犯罪の危険性は近隣各町と変わらない形であるということを私は認識しております。一つこれは申し上げたいと思います。今日の質問での結論は変わりません。

そして、議会広報です。私は町長のおっしゃっていること、デジタル化を進める、またカーボンニュートラルだというお話、全面的に賛成でございます。私が言っているのは、ここが町長と若干違うところは、要はそのカーボンニュートラルを達成するまでの、何年になるか分かりません。1年、2年なのか数年なのか、その間の不公平感をどうやって埋めるかと。

確かに全戸配布といいますと、町長のおっしゃるような部分がございます。認識しております。しかしながら不公平感を埋める、避けるとなると、当面は必要じゃないかというふうに思っている質問でございます。私も議会議員はみんなタブレットを持っております。これはタブレットを持っていない方が交じる会議に入ると、これもう使えません。使えないと言うとちょっと違うんですけど、なかなか使いづらいし、もう既に資料が紙で出ております。だから全体が電子化、デジタル化されて、皆さんがタブレットを持って各種会議に参加するということになれば、本当にそのときこそ紙は必要なくなるわけです。それと同じ考えで言っております。

確かにデジタル化で、私もホームページ大変活用させてもらっています。広報紙というのは、1月分の情報しか1冊にありませんが、ホームページだと過去の部分も全部出てきますんで、これは大変紙の広報紙に比べると有用だということは、これはもう断言できる部分です。

だから、有用性という部分と公平感、デジタルを使えない人、使いこなせない人、もちろんスマートフォンを持っているなら使い方を教えればいいと、大変そのとおりです。なかなか同じことを何回も聞かれたりする。教えられたときに、はい、分かりましたと言ってやっぱり分かっていないという状況が連発する。これは絶対に取り組まなきゃいけないことだと思うんですけど、長い道のりであるとも言えると思うんです。やはり紙を必要とする方がいる。町長、福祉の世界とおっしゃいましたが、いやいや、そうとも言えない部分があるのではないかと。

私はスマートフォンを使っていますが、紙があって、最近の情報では今月のに載っていたなと思うと、やはり広報紙を広げるわけです、あれば。スマートフォンと広報紙があれば、広報紙のほうを広げます。やっぱり、必要に応じて使い分けているんです。そういった部分があつての私の主張でございます。

それともう1点、組合に入っている方々のサービスとして配らせてもらっていると。でも、組合に入っている方々は千差万別です。サービスとして、この暑い夏の間一生懸命広報紙を配っている班長さんとか、やはりおられる。これは全戸配布で事業者が配るとなると、実は歓迎する人

たちも中にはおられるんじゃないかなと。組合に入っている方々へのサービスとして使命感を持って配っているという方よりも、義務感で配っているという方のほうが多くはなかろうかというふうに思う次第です。

またもう一つ、手前勝手な意見を申し上げさせていただきますと、議会広報も入っております。議会広報はホームページでも見れるようにちゃんとしております。しかしながら、やはり今言ったように、議会広報は必然的に広報すえの発行形態に依存しておりますので、町内津々浦々にやはり私も議員の活動を私だけではなく、ここにいる14人の姿を毎回全員が載るというわけではございませんが、届けたいという気持ちも一つございます。全町民に読んでいただきたいというのを、一議員として望むものでございます。

手前みそでございますが、須恵町議会だよりは、全国町村議会の広報コンクールで10位を取ったこともあります。発行責任者は、今うつむいておられる議長でございます、そして、編集の責任者は広報委員長の私でございます。そういった気持ちもございまして、今回の質問でございました。

コミュニティーバスとまた比較して考えたわけです。コミバスは採算が取れませんが、しかし必要な交通インフラとして動かしている。利用している町民はそう多くはないんです。しかし皆さん、使っている方は助かっているということで喜んでおられます。

広報全戸配布、これは形は、様々考えられるんで、検討していただく部分はあると思うんですが、これ同様に考えられないかなと、経費多少かかる。デジタル完全実施までのつなぎとして、町の情報インフラを限りなく全世帯へ届けられないものだろうかというものです。メリットがあるかどうか、よく分からないものですが、須恵町の町民を信じて情報を届けるということ、ぜひとも御検討頂きたいなと思っている次第です。

デジタルもよく分かります。これは議会も共に町長と手を携えて進めていきたいと、若干こういう反するような議論を申し上げて大変に恐縮しておりますが、そういう気持ちでおるのもまた事実です。御検討のほどよろしく願いいたします。

もうないならいいです。

○議長（松山 力弥） もう要望として御検討頂きたいということでよろしいですか。

○議員（11番 田ノ上 真） もう今ので答弁が尽きているなら。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほどから言っているように、これは私が町長になって皆さんにお諮りして進めている行政施策だということです。その中に、紙媒体のものを今後なくしていく町になっていかないかんとすることを申し上げた。

今は、行政区のほうにもう長年お配りしているから、これから発想の転換として、しばらくの

間はその方々に対しては紙媒体の分をサービスでお配りしましょうと。でもいつの時点になるかわかりませんが、希望者のみにお配りするとか、そういった形に変わっていきながら、最終的には今の議会の方々の業務と同じように、皆さんがパソコン、携帯の中から全ての情報を取っていくとかそういったことに慣れてもらって、利便性を感じてもらう形に行政施策を展開しましょうねということをまちづくりで申し上げたつもり。

だから、全戸配布したほうがいいという議員のお気持ちも分かります。ただ、私はこのまちづくりを進めていくリードオフマンとして、この方向が正しいんじゃないかを訴えているということでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 終わりの挨拶でございます。

町長のお立場と政策、よく分かりました。

また、こちらも議会としても議員としても、そして広報委員会としても、この件に関してはまたいろいろ意見交換をしながら、また申し上げる機会があるかもしれんし、ないかもしれんと思っておる次第でございます。

以上で、私の質問を終わります。お疲れさまでした。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩をいたします。再開を10時35分とします。休憩に入ります。

午前10時21分休憩

午前10時34分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 2番議員、男澤一夫です。通告に従いまして消防団員確保のための取組をということで質問いたします。

消防ポンプ操法大会の訓練を視察させていただきました。大会にてA・B両チームに団員が重複出場している分団があり、人員的に厳しい環境にあるのではないのでしょうか。十分な団員数が必要と考えます。消防団員の現状について伺います。

1つ、消防団員の定数、現在の登録団員数を教えてください。

2つ、役場職員の消防団員数を教えてください。

3つ、訓練中の出動報酬算出方法と金額を教えてください。

次に、団員確保の対策について伺います。

4つ、幼少年消防クラブ結成によることにより、幼少期から関わり持つことで、将来入団の可能性があるのでないでしょうか。

5つ、格納庫シャッターにイラストを描くことにより、消防団のイメージの向上につながるのではないのでしょうか。

6つ、消防ポンプ操法訓練や大会の特集号を発行することにより、町民への周知をする効果があるのではないのでしょうか。

7つ、団員を支える家族の協力があってこそ消防活動が可能と考えますので、家族に直接届く手当を支出してはいかがでしょうか。

消防団員が誇りを持って生き生きと活動できる環境づくりが必要と考えます。町長の考えを伺います。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、消防団員確保のための取組をとということでございますが、団員の確保につきましては、全国的な問題でもあり、当町でも同様の状況であります。

少子化による消防団適正年齢世代の減少に加え、私生活をボランティア的な消防団に費やすことを敬遠される傾向が顕著に表れてきております。また、定期的な加入が見込まれる役場職員採用も、近年の女性比率が増加しておりまして、団員不足解消には程遠い状況で、抜本的な解決策がないのが現状でございます。皆様のお知恵を拝借しながら、何とか団員確保につなげていきたいと考えております。

それでは、質問に沿って御回答をさせていただきます。

まず、定数、登録団員数ですが、条例定数170名、現在は142名が在籍しております。

役場団員数は、現在39名でございます。

出動報酬、金額についてですが、報酬につきましては、年額報酬が団員3万6,500円です。これは階級が上がれば報酬額が上がってまいります。出動報酬は、災害が1日につき8,000円、訓練・警戒・その他は1日につき3,000円でございます。

幼少年消防クラブ結成についてでございます。

幼少年消防クラブは、日本防火・防災協会が推進している事業で、少年消防クラブは昭和25年に制度発足、幼年消防育成事業は昭和55年から進められています。このクラブの目的は、正しい火の取扱いを教える、消防の仕事に対する理解を深める、防火思想の普及とこのことです。

幼少年消防クラブの結成が消防団員の加入促進に効果があるのか、幼少年消防クラブを設立運営している近隣自治体へ調査を行い、検討させていただきたいと考えております。

次に、格納庫シャッターのイラストについてでございます。

消防団のイメージアップ、加入を促進するようなイラストであれば、シャッターにペイントされてもよろしいかと考えております。希望する分団がございましたら、個別に対応させていただきたいと考えております。

次に、特集号の発行についてでございます。

広報紙への掲載は、町民へのアピールにつながると思います。現在、操法大会に関する広報は、事前のお知らせと大会結果を広報紙に載せております。今年度は、大会結果について約1ページを使い掲載し、8月号では大会の様子が表紙を飾りました。また、令和3年8月号からは11号連続で消防団特集を掲載いたしました。他の記事関係、分野と兼ね合いがございますが、今後もスペースとネタがございましたら、広報紙におけるPRは有効であると考えております。

団員家族への手当についてでございます。

おっしゃるとおり家族の協力がなければ消防団活動は成り立ちません。今年度より年額報酬を増額し、支払いについても団員個人に直接払うことにしております。この報酬で、お子さんや御家族へ有効に御活用頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 前向きな答弁を幾つか頂きまして、ちょっとほっとしているところがあります。

ただ、今、消防団員数の定数が170に対して、登録が142ということで、実際マイナス28人欠員が出ているということなんですよね。私ももともと消防団員のOBでありまして、当時、30年ぐらい前から比べるとやっぱり減少傾向にあるのかなというのを少しずつ感じております。

なぜ今回こういった質問をしているかと申しますと、大会には当然重複して出場している分団が3分団あったんです。あと、練習中に視察、別に個人的にも練習等見に行きまして、OBが団員の代わりに操作員をしている分団が結構、幾つかあったんですけど、そうなってくると、なかなか操法も上位を狙えないんじゃないかなという思いがあるんです。

何で操法大会に突出して言うかというのと、やっぱり火を消す上では操法が基本であり、これがやっぱり消防としてやっぱり誇りとしてやっていることじゃないかなと思うんで申し上げております。ですから、消防団員が少しでも人集めとかに苦労しない、また、たくさん自ら入ってくるような人が増えるようなそういう策をやっぱり講じていくべきだと思います。

その中で、ちょっと先ほど言っていないんですけど、例えば小学校とかで展示訓練を行うとか、防災とかですね。あと、もしくは要は活動自体が訓練も夜が多いんで、なかなか一般町民の方に触れる機会がないと思うんです。そういう意味で、こういう形で特別号の冊子等を発行したらどうかということをお願いしています。

今から広報には載せませんということなんですが、もう少し前にプッシュしたような消防団をアピールするように、もっと1ページでなくもっと、冊子ができないんだったらたくさん頑張っている姿を、例えば練習風景からの撮影したのを載せるとかというのがいいのかなと思います。

先ほど、町長の広報紙の答弁で言われましたように、デジタル化を進めていきたいということで、そのデジタル化を進めることに写真とかと一緒に添付してLINEとかに載せてもらうと、より一層確かに冊子よりもたくさんの方に周知できるんじゃないかなと思うんで、そういう形で進めるのもいいのかなと思います。

あと、例えば、シャッターにイラストを描くことはオーケーということなんですが、須恵町に10分団あるんです。10分団に全部シャッターにイラストを描くことを考えていて、できたらストーリー性を持って、例えば須恵町消防団の歴史を描くとか、描くことによって例えば小学生の子どもたちがスタンプラリーで格納庫を回るとか、要は消防に携わる機会が少しでも増えるような何か策を講じていくのが必要じゃないかなと考えています。

また、家族に直接頂ける手当を支出したらどうかということで、本人の口座に直接振込になっていますということなんですが、やはり送り出しているのは家族であって、例えば今大会、支部大会、県大会と進まれた、支部大会までは甲植木、乙植木、県大会までは乙植木分団と、5月から大体練習に入っていて、4か月ぐらい練習期間があるんです。その中で、やっぱりその分家族の方は、やはり子どもさんも含めてかなりやっぱり普通の生活を虐げられているんじゃないかなと思います。その部分に手当はどうかと、もう僅かでもいいと思うんですけど、そういうのをと思って、一応こういうふうに上げさせてもらっています。私は検討する価値はあるんじゃないかなと、私個人は思っております。

あと、やっぱり今回この質問によって、今後入ってくるであろう消防団員の方々の環境づくりをやっぱり考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますし、そういうとこにやっぱり努めていかなきゃいけないと思います。

先ほど、団員に年3万6,500円の支出ということで、実際に年間これだけの金額が個人に入るんですが、1年間を通して活動内容というのは、防火週間が3回あります。春、秋、年末、特別警戒。それに操法に向けての訓練が、練習というんですか、2か月ほど普通あります。それを含めると、やはり年3万6,500円というのは、これが安い高いかというと、やっぱりどうしても安いんじゃないかなという思いがあります。ただ、消防団員になる人は、基本的には郷土

愛や使命感を基礎として活動していると思うんです。経済的な利益は目的としていないと思うんで、そこはやっぱり消防団員は何も言わないと思うので、そこはやっぱり少しでも手当が増やせれば増やしていただけないかと思います。

あと、役場職員の方が39名おられるんです。実際に操法の練習におきましては、役場職員の方がいないと正直言って成り立たないです。というのは、やっぱり地元の須恵町に住んで職場があるものですから、仕事を5時で切り上げて、7時ぐらいから準備して8時から練習を始める、こういう環境を整えるためには、やっぱり早く仕事を終わってくる団員がいないと可能でないです。その中で、やっぱり一番頑張っていたいただいているのは役場職員の方だと私は昔から感じていますし、本当に感謝しております。

この職員の方が大変だし、今から増える様子も厳しいという答弁でしたが、欠員が出ている28人を何とか少しでも増やして行って、職員の方々が仕事が軽減できるような環境づくりも大事かなと思いますので、その2点についてお伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 手当のことと団員確保のことですね。

消防団、私、昭和52年にこの役場に入って、その当時、青年団に入っていて、青年団を抜けて、抜けるときに私消防小屋まで行って入れてくださいと頼んだんです。要らんと言われたんです。なぜかという、その当時はやっぱり、この町というよりも田舎の町自体が、子どもの頃はやっぱり子ども会に入って、先輩の子ども会の人たちに育てられてずっと育って行って、ある程度大人になったら青年団に入って。これ一つのその地域の憧れのルートなんです。入れてもらうという。青年団が終わると、消防団に入っていくんだと当然思う時代だったんです。私、明らかに断られて、何でですかと聞いたら、お前の組合から5人もおると、6人目は要らんとそういう時代だったです。

それが時代がたっていくことによって、まず青年団がなくなっていく。それは、地域コミュニティの中で青年団が果たす役割、その地域にそこにおらんと楽しくないとか、活動ができないとか、ところがどんどん高度成長期になって世の中が多様化していく中で、青年団に入るとかないかん理由というのが曖昧になってくる。まず青年団が潰れた。その後、これ何かのときに中嶋町長もおっしゃったんですが、その次になくなったのが連合婦人会です。

要するに地域コミュニティの在り方が変わっていく中で、消防団の入り手というのなかなか、入るインセンティブ、その地域におるなら入るとかな寂しいとか、仲間外れになつとうとか、そういった世の中じゃなくなってきた。田舎である、田舎田舎言うたら怒られますけど、上須恵、佐谷にしても、その地域で活動せんでもいろんな選択肢があるわけです。その中で消防に入っておかないかん理由で何やと考えたら、極端なことを言っただけなんです。

だから、今入っていらっしゃる方々が本当にありがたい。じゃあこの方々がどうやって増やすんだと。そうすると、地域愛とか郷土愛というのは後から、入った後、皆さんと付き合うことによって生まれていって、立派な消防団になっていって、要するに全国大会に行ったりとか、今回惜しいところで乙植木分団が2位になっていく。彼らというのは目覚めていくわけです。でも、じゃあそれに入っていない人にそのことを言ったって、価値観が違うから、じゃあインセンティブ何なんだと、入るための。当然、地域を守ろうやということを伝えないかんとは思いますけど、やはり金銭的な、今の若い人たちにとっては、金銭的なインセンティブがないと何でせないかんとやという話になっていくと思います。

だから、1市7町併せて、特に7町併せて今回消防の手当の問題とか、要するに全部分団が総取りしていた部分がどうもこれ法律に違反するみたいだということで、個人に渡そうやと、その段階で各分団、本団活動費とは別につけたんです。でも、それでもやっぱり、おっしゃるとおり弱いと。入るきっかけにはならない。これやるかやらないかという話じゃなくて、一つのやり方として、消防団に入ってくれたと。入る人については、要するに入団奨励金として幾ら出すと、5年たったときは5年の奨励金を出すと。10年たったら10年出すと、15年後に出すと。それが全く今現在の終わったときに慰労金としてお支払いしている分とは別にお出ししながら、やっぱり入ってくれている人たちにそういった金銭的なインセンティブを与えながら、議員がおっしゃるように、入っている消防団員さんが入ってよかったと思われるような、要するに地域づくりというのをやっていくのが行政の役割だろうなと思っている。

だから、分団のシャッターに絵を描こうと、これ面白いアイデアだと思うんです。ただ、恐らく各分団の物語をつくっても、逆に誰も見ないと思うんです。言葉悪いけど。描くのであれば、子どもたちが喜ぶような絵の中に防災のやつが入っていて、それが10分団物語になっていると、じゃあみんなで見に行こうとか、そういったことであればいいんじゃないかなと思います。

それと、もう一つ、3年前に私町長になってから、総務課のほうちょっと反対していたんですけども、いろんな意味で広報活動ということで、役場職員の女性団員を創設しました。これは広報活動をさせるために、いろんな場面で彼女たちに須恵町のユニフォームを着せて連れていって、いろんな場面で須恵町というのはこういうようなことをやっていますよと、それをさっきおっしゃった広報とかでもPRしたりとか、ほかの団を訪問させて、要するににこにこ笑っている写真とかそういったのをおっしゃるとおりホームページとかそういった部分にアップやっていこうと思っていたらコロナになったんです。

だから、そういったことで、やっていないわけじゃなくて、やろうとはしていたんですけども、だから、これから消防団員確保していくというのは大変な作業なんです。これは議会のほうでもちょっと皆さんでお話し頂きたいんですけども、やっぱり今の若い人たちというのは、本当に優

秀な人たちが多くて、心もきれいで言ったら素直なんですけども、じゃあ消防団に入る意義って何ですかと言ったときに、いや、いいですしかわないと思うんです。であれば、さっき言ったような何らかのインセンティブを皆さんと熟議して、やるかやらないか、やって増えればいいことであって、そこで幾ばくかのお金がかかっても、彼らが須恵町の防災を守ってくれるわけですから、そういったこともこれからは消防団員確保のための議論としては成り立つのかなと思っています。

答えになったかどうか分かりませんが、消防団の加入については、非常に大きな問題です。先ほど役場職員の団員のことをおっしゃいましたが、益城町、災害起きたですね。あそこ機能不全を起こしたんです。何でか。役場職員の分団員がそれぞれの自主避難所とかいろんな苦情のところへ全部行ったんです。役場機能しなくなったんです。だから、私が町長になってから、各分団長、あるいは本団の団長さんたちをお願いしているのが、初動期は使ってもいいけども、役場の職員というのは全体を守る奉仕者であって、消防団員としての活動で制約かけて使うのはちょっと考えてくれと。そうやらないと、住民サービスにつながらないと、機能不全を起こしていくということもありますので、役場に団員が増えるのはいいことなんですけども、それに甘えてそれを使ってしまうと、本来やらなければならない災害時の業務が機能不全を起こすということが、現にあちこちで起きています。

ですから、そのことも踏まえて、同じ団員を増やすのであれば、地域の若者のほうが圧倒的にいいと思います。当然、役場の職員も増やしていきます。定員になるぐらいまで共に議員さんたちも消防議員たくさんいらっしゃいますので、私も副町長も副団長までした人間でございまして、皆さんと協議する場を設けながら、どの形が一番若い人たちに須恵町の防災に目を向けてもらって、入ろうかなと思ってもらえるインセンティブをきちんと考えるときが来たんだろうなと思っておりますので、一緒に考えさせてください。

答えになっていないですけども、何やりますじゃなくて、私も分かりません。みんなで考えた上で、あれこれそれを実施しながら若い人たちにアピールしていくと、だから若い人たちもどんどん付き合うような議会であったり、町役場であったり、そういう形にしていかなと広がるのかなと思いますので、御協力願いたいなと思います。

答えにはなっていないと思います。ただ、これ思いですから、だからそういったことで御理解頂けたらと思っています。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 町長からの思い、しっかり受け止めさせていただきました。私もそういう思いで、やっぱり消防団員の今後をやっぱり憂いて今回質問しているわけです。

今後、須恵町消防団が活動しやすく、また人員確保が容易になることを願っています。またそ

れに対して協力できることは協力していきたいと考えています。これからも、須恵町消防団がすばらしい団、また福岡県で誇れる団であることを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時10分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願ひます。

次の本会議は、9月14日、午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前10時59分散会

議 事 日 程 (第3号)

令和4年9月14日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第43号 令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第44号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第45号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第46号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第47号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第48号 令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第49号 須恵町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第50号 須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定について
- 日程第 9 議案第51号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第52号 自治功労者の推戴について
- 日程第11 議案第54号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第55号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第56号 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第43号 令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第44号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第45号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第46号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第47号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

- 日程第 6 議案第 48 号 令和 3 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
日程第 7 議案第 49 号 須恵町公共施設等整備基金条例の制定について
日程第 8 議案第 50 号 須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定について
日程第 9 議案第 51 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 10 議案第 52 号 自治功労者の推戴について
日程第 11 議案第 54 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 12 議案第 55 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 13 議案第 56 号 令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 14 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（13名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	百 田 輝 子
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠席議員 なし

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信

まちづくり課長	吉川 聡 士	地域振興課長	平山 幸 治
福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田 敦
会計管理者	横山 剛	健康増進課長	舩本 直 明
学校教育課長	吉本 孝 治	ふるさと応援課長	船井 弘 喜
子育て支援課長	稲岡 慎 太 郎	社会教育課長	伊藤 泰 彦
上下水道課事業課長	岩崎 勝	上下水道課管理課長	権藤 武 範
総務課参事	黒川 忠 敬	総務課長補佐	白水 婦 美
学校教育課参事	松本 孝 之	監査委員	吉松 辰 美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで一括議題についてお諮りします。議案第43号から議案第48号までは、関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第43号

日程第2. 議案第44号

日程第3. 議案第45号

日程第4. 議案第46号

日程第5. 議案第47号

日程第6. 議案第48号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第43号令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第44号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第45号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第46号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第47号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第48号令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第43号令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第48号令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、議案第43号令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算書12ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額118億6,480万1,289円、対前年度比14.3%減に対し、歳出総額114億8,001万5,427円、対前年度比14.3%の減で、歳入歳出差引額は3億8,478万5,862円となりました。

経常収支比率は前年度からの6.4ポイント下がって、86.2%となり、改善傾向にあります。この指標は町村にあっては70%程度にとどまることが妥当とされていますので、依然とし

て財政構造の硬直化、ゆとりがない状況は続いています。

令和3年度は翌年度へ繰越す財源として、繰越明許費を2億6,876,000円計上し、歳入歳出差引額から繰越額を差し引いた額、実質収支額は3億8,209万9,862円となり、12年連続の黒字決算となっています。

この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は3,420万7,000円のマイナスとなりましたが、単年度収支に実質的な黒字要素を加え、赤字要素を控除した実質単年度収支5億7,231万9,000円の黒字となりました。

財政調整基金は100万円の取り崩しがありましたが、利子及び不動産売払い収入、寄附金、決算余剰金の6億7,526,000円を積立て、総額は31億4,602万2,000円となりました。

歳入において、自主財源では町税が31億7,709万9,000円で、町民税は個人分の納税義務者の増加などにより前年度比2,756万円の増で、固定資産税はコロナ特例や軽減措置により516万円の減、軽自動車税は443万6,000円の増、町たばこ税は1,802万の増です。町税全体では0.4%、1,361万7,000円の増収となりました。

寄附金はふるさと応援寄附金及び一般寄附金の減により3億4,976万4,000円の減額ですが、ふるさと応援寄附金額は高い水準を保っています。

繰入金には財政調整基金繰入金から100万円の繰入れをしております。繰越金は2,269万4,000円の増額です。

依存財源では、地方交付税23億4,187万4,000円、前年度比、金額で3億9,352万4,000円、率にして20.2%の増、地方消費税交付金6億2,166万3,000円、前年度比5,829万9,000円、率にして10.4%の増、国庫支出金24億8,199万4,000円、前年度比21億8,517万3,000円、率にして46.8%の減、県支出金8億730万1,000円、前年度比1億429万5,000円、率にして11.4%の減、町債は6億5,505万7,000円、前年度比1億716万4,000円、率にして19.6%の増となっています。

自主財源は、前年度に比べ3億1,256万4,000円、6.2%の減となっていますが、歳入合計に対する構成比は3.6ポイント増加しています。対して依存財源は、国庫支出金の減額により歳入合計に対する構成比は3.6%減少しました。

令和3年度の地方債の借入額は6億5,505万7,000円で、主なものは臨時財政対策債4億3,105万7,000円、緊急防災減災事業債860万円、小学校施設改修事業債8,740万円、社会教育施設改修事業債1億150万円、緊急自然災害防止対策事業債960万円、農林水産業施設災害復旧事業債50万円です。また、年度末の地方債残高は73億

8,191万9,000円で、前年度に比べると8,134万9,000円増加しております。

歳出において、前年度と比較した決算増減額の主なものは、2款総務費では、財政調整基金積立金5億1,271万3,000円の増、減債基金積立金1億1,811万円の増、コミュニティバス購入費3,168万2,000円の増。

3款民生費は、非課税世帯等臨時特別給付金事業2億6,560万円の増、子育て世帯への臨時特別給付金事業5億8,010万円の増、保育実施委託料及び負担金4,369万5,000円です。

4款衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業2億1,004万3,000円の増、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金4,437万6,000円の増です。

6款農林水産業費は、ため池ハザードマップ作成業務委託料3,191万円の増。

7款商工費は、小規模事業者経営継続支援補助金4,399万円の増。

8款土木費は、自然教育林整備工事請負費921万6,000円の増。

9款消防費は、中部防災センター（仮称）建設事業費835万3,000円の増です。

10款教育費は、文化会館舞台照明改修工事請負費1億1,286万円の増。

11款災害復旧費は、道路・橋梁災害復旧事業費799万4,000円の増、農地農業用施設災害復旧事業費2,139万6,000円の増、林業施設災害復旧事業費1,971万6,000円の増です。

歳出を性質別に見ると、主なものは人件費15億1,282万円で、前年度比4,758万3,000円、3.2%の増、扶助費29億7,556万6,000円で55.8%の増、普通建設事業費5億4,525万3,000円で、4億4,802万8,000円、45.1%の減です。

災害復旧事業費4,923万3,000円、物件費23億4,641万8,000円で、前年度比666万4,000円、0.3%の減、扶助費等12億750万円で、前年度比30億2,011万6,000円、71.4%の減、積立金4億204万3,000円で、前年度比4億5,404万7,000円、101.4%の増です。

令和3年度の特別会計への操出金は、国民健康保険特別会計2億3,743万円で、3,407万2,000円の減、後期高齢者医療特別会計4億4,294万4,000円で、2,741万5,000円の増、公共下水道事業特別会計2億7,442万9,000円で、2,201万1,000円の減、農業集落排水事業特別会計4,183万円で、740万2,000円の減額です。

特別会計への操出金は、合わせて9億9,663万3,000円で、前年度より3,607万円の減額となりました。

また、地方自治法第233条第5項の規定により、会計年度における主要な施策の成果を説明

する書類として、須恵町実施計画個別シートの提出がありました。この個別シートは、総合計画並びに須恵町行政評価制度に基づき各事業に評価指数目標値を設定し、事業完了後に事業の進捗状況を数値的に分析することで事業の効率化や改善を目指すことを目的とするものです。

今回は、主要施策の成果の資料として、一般会計について29事業の個別シートが提出されました。

質疑として、歳入において14款国庫支出金では、マイナンバーカード国庫補助金の今後についての質疑に、マイナンバーカード交付事務補助金については、令和4年度までで5年度は未定ですが、来庁に加え出張申請に力を入れ交付率を伸ばす予定ですので、交付率の伸びに伴い補助金の増額が見込めそうですとの答弁がありました。

17款寄附金では、篤志寄附金100万円、久我記念館の購入備品についての質疑に、町内陶芸家の須恵焼のつぼなどを購入したとの答弁がありました。

歳出において、2款総務費では、ホームページのリニューアルとアクセス数の質疑については、契約業者の変更です。アクセス数は伸びており、令和2年度159万2,694件、3年度、174万2,818件でしたとの答弁がありました。滞納整理指導員の効果についての質疑に、現場には出られないので詳しく業務を指導していただき、業務内容を学習できたとの答弁がありました。マイナンバーカードによる国民健康保険の利用状況についての質疑に、須恵町の医療機関の中ではあまり伸びていないとの答弁がありました。

3款民生費では、DVに関する電話相談についての質疑に、相談件数は1市7町で令和3年度が984件で、須恵町は8件でした。緊急事態の相談はありませんでしたとの答弁がありました。非課税世帯等臨時特別給付金の給付件数の質疑に、2,656件の給付となります。現在も継続している事業で9月20日時点で2,816世帯に給付していますとの答弁がありました。コロナ関係の臨時交付金による給食材料費補助についての質疑に、町で動くかは様子を見ているが、給食について各学校に調査を行った結果、不足はない、賄えているとの回答を得ているとの答弁がありました。

4款衛生費では、地域猫事業の効果、苦情の件数はとの質疑に、これ以上、餌をやらないようにとの注意喚起もしている。苦情は月二、三件と多いが捕獲ができない。雄の去勢手術、雌の避妊手術でこれ以上増やさない効果は出ているとの答弁がありました。空き家対策事業の状況はとの質疑に、乙植木1軒が通知勧告により自ら解体、山の神2軒が通知とお願いに行き自ら解体、旭ヶ丘3軒長屋のうち両端の2軒が寄附し、真ん中の所有者との交渉が続いている状況ですとの答弁がありました。一般不妊治療費助成金の今後についての質疑に、保険適用になるため令和4年3月までに治療を受けた人は対象になりますが、令和4年4月からはなくなりますとの答弁がありました。

9款消防費では、AEDの使用実績の質疑に、使用実績はないとの答弁がありました。

10款教育費では、待機児童支援事業の現状についての質疑に、4月1日時点で2人、現在31人の待機ですが、認可保育所に入れなかった場合、認可外保育園との差額を補助していますとの答弁がありました。食材の節約についての質疑に、注文先、数量などについて無駄が出ないように節約しているとの答弁がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続いて、議案第44号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書258ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額29億4,960万7,511円、歳出総額29億4,526万4,554円で、歳入歳出差引額は434万2,957円となっており、実質収支額も同様です。これを単年度収支で見ると253万4,290円の赤字で、単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた実質単年度収支は2,618万4,446円の黒字となっています。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は93.1%、そのうち国民健康保険税が71%です。歳出合計の予算に対する執行率は100%となっています。対前年度比較ですが、歳入では4款県支出金が21億5,334万8,000円で、率にして4.1%。

7款諸収入が1,124万2,429円で、率にして67.8%の増となっており、1款国民健康保険税が36万691円の減、率にして0.1%。

5款繰入金が3,407万2,327円の減、率にして12.5%。

6款繰越金が5,915万5,546円の減、率にして89.6%の減となっております。

歳出では、3款保険給付費が20億8,890万4,624円で4.8%。

6款保険事業費が3,209万5,327円で、7.8%の増となっており、1款総務費が997万9,376円の減、率にして35%。

3款国民健康保険事業費納付金が5,849万3,306円で、率にして7%。

8款諸支出金が3,784万2,239円で、53.4%の減となっております。

令和3年度の国民健康保険税の収納率は現年度93.65%で、前年度比1.09ポイント増、滞納繰越分15.9%で1.33ポイントの増となっており、全体では71.01%で前年度より3.72ポイント上回っています。不納欠損額は1,520万5,559円で、人数は84名となっています。本年度の決算額は前年度と比較すると歳入が約1,030万円、歳出が約776万円の減となっております。

令和2年度における新型コロナウイルス感染拡大の影響による医療機関の受診控えから回復し、前年度から比較すると保険給付費が約9,623万円増加しており、これに伴って保険給付費に

充てられる県支出金が増加しております。普通交付金の過大交付額が減少し、これの精算に伴う保険給付費等交付金償還金も減少しています。また過去3年の医療費実績により算定される国民健康保険事業費納付金は令和2年度の医療費が新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えで減少したことにより、算定額が前年度比較で約5,849万円減額となっています。

これに保険税収納率の向上や特別交付金の増加等の要素が加わって、国民健康保険特別会計の赤字補てんのための一般会計繰入金は200万円となり、前年度と比較すると3,000万円の減となりました。

主要な施策の成果の説明の主なものとして、健康保険税還付徴収事務について、保険税収納率目標値92.5%に対し、1.2ポイント上回り目標を達成した事、特定健診・特定保健指導実施事業について、特定健診受診率、目標値45%に対し、6.4ポイント下回り目標を達成できなかったこと、連続受診者の新型コロナ感染拡大により受診控えから回復していないことが、その要因であることの報告を受けております。

質疑として、不納欠損対応即時の内容についての質疑に、不納欠損は令和2年度3,933万8,000円、令和3年度1,520万6,000円でした。対応として預金、給与の差押えを住所を追っていき、新住所でも行っていますが、調査しても新住所の情報が得られないなどの理由で不納欠損となっています。即時の内容ですが、破産宣告などで取るものがないときはとします。今回は相続放棄の2人分ですとの答弁がありました。

国保と町税など滞納の関連の質疑に、ほとんどが両方の滞納であるとの答弁がありました。時効についての質疑に、納付がなくなってから時効の計算が始まる。納付がなくなってから5年で時効となりますとの答弁がありました。国民健康保険短期被保険者証の発行件数の質疑に、令和4年8月1日時点での発行件数は577枚、297世帯ですとの答弁がありました。国保税収の状況についての質疑に、国保被保険者数は減っており収納率は上がっているので、不納欠損は減少していくと思われそうですとの答弁がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続いて、議案第45号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書290ページです。

実質収支に関する調査ですが、歳入総額4億170万1,440円、歳出総額3億7,914万8,082円で歳入歳出差引額は2,255万3,358円となっており、実質収支額も同様です。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.4%、調定に対する収入率は98.7%、歳出合計額の予算に対する執行率は100%となっています。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億7,368万500円、歳入合計に対する構成比は68.1%、3款繰入金1億859万6,797円、歳入合計に対する構成比27%が大半を占め

ています。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金3億6,648万5,413円、歳出合計に対する構成比96.7%が主なものです。

主要な施策の成果の説明として、健康保険料還付徴収事務について、保険料収納率、目標値99.3%に対し目標を達成したことの報告を受けております。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続いて、議案第46号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書308ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額11億1,031万307円で、前年度比3.3%、3,558万8,033円の増です。

歳出総額は11億352万9,740円で、前年度比3.3%、3,554万2,573円の増です。

歳入歳出差引額は、678万567円となっており、実質収支額も同額です。単年度収支は4億5,460万円で、黒字決算となりました。歳入合計額の予算に対する収入率は100.2%、前年度比0.1ポイント増です。調定に対する収入率は99.3%で、前年度比0.1ポイント増です。

歳出合計額の予算に対する執行率は99.6%で、前年度比0.1ポイント増です。

歳入の主なものは、1款1項負担金が供用開始面積の増により、前年度比14.8%、528万9,200円の増となりました。

2款1項使用料は、公共下水道への接続が増えたことにより前年度比3.7%、1,097万160円の増となりました。

3款国庫支出金は、前年度比5%、403万8,000円の増。

5款1項他会計繰入金は、前年度比7.4%、2,201万1,000円の減。

7款諸収入は、前年度比7.8%、137万1,048円の減。

8款町債は、前年度比12.4%、3,940万円の増です。

歳出の主なものは、1款総務費が前年度比3.8%、910万2,532円の増。

2款下水道事業費が、前年度比5.1%、1,692万362円の増。

3款公債費が、前年度比1.9%、951万9,679円の増です。

町債の今年度借入額は、3億5,650万円、償還未済額は66億381万8,777円です。なお、下水道普及率は80.7%です。

主要な施策の成果の説明として、公共下水道施設整備事業では、計画目標値の467ヘクタールを超える469.1ヘクタールを完了できており、令和2年度をおおむね完成を目指し工事が

進んでいると報告を受けております。

また、公共下水道事業財務事務につきましても、令和6年4月の法適用企業会計移行に向け固定資産の調査、評価、評価方法のマニュアル作成と、予定していた条文の全てを達成できているとのことです。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続いて、議案第47号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書332ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額7,582万3,094円で、前年度比16.1%、1,452万3,302円の減です。

歳出総額は7,302万8,392円で、前年度比16.3%、1,426万6,995円の減です。

歳入歳出差引額は279万4,702円となっており、実質収支額も同額です。単年度収支は25万6,307円で、赤字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、前年度比0.1ポイント増です。調定に対する収入率は99.9%で、前年度と同率です。歳出合計額の予算に対する執行率は、99.4%で、前年度比0.2ポイント減です。

歳入の主なものは、2款1項使用料は前年度比0.3%、1万7,295円の減。

3款繰入金が、前年度比15%、740万2,000円の減。

6款町債が、前年度比20.7%、630万円の減。

歳出の主なものは、1款総務費が前年度比15.7%、54万9,900円の増。

2款農業集落排水事業費が、前年度比34.7%、689万8,396円の減。

3款公債費が、前年度比12.4%、791万8,499円の減です。

町債の今年度借入額は2,420万円、償還未済額は3億3,616万9,349円です。

主要な施策の成果の説明として、農業集落排水事業財務事務では、公共下水道事業特別会計同様、法適用企業会計移行に向け固定資産の調査、評価、評価方法のマニュアル作成等予定した事業を達成できているとの報告を受けました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続いて、議案第48号令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定について、別冊の水道事業会計決算書26ページをお願いします。

営業実績で、給水人口は2万8,990人で、前年度から178人増加しました。

年間総排水量は274万8,394立方メートル、年間総有収水量は263万9,733立方メートルで、1万8,724立方メートルを増加し、有収率は96.05%、水道普及率は

99.61%でした。

排水施設改良工事は、佐谷地区13工区、水道管切換工事ほか5件が施行されました。

収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益6億1,749万9,957円に対し、同費用は5億3,072万2,259円で差引き8,677万7,698円の黒字となっております。その結果、当年度未処分利益剰余金は7億8,153万1,169円となりました。

基本的収支では、工事負担金が前年度より減となっており、収入1,534万6,650円に対し、支出は1億5,803万6,184円、差引き1億4,268万9,534円の不足額につきまして、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補てんされています。

主要な成果の説明として、水道事業会計では決算書では見えない項目を独自評価しているというものでした。上下水道料金、調定事務では水道水の未申請利用の防止についての取組、浄水場管理事務では、水質の毎日検査での濁度を用いての水質管理、また給水申請及び検査事務では、宅内と給水施設検査における工事の精度向上と、それぞれで目標値をほぼ達成できているとの報告を受けました。以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。議案第43号から議案第48号までについては全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第43号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第43号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第43号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第43号令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第44号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第44号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第44号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第44号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第45号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第45号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第45号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって議案第45号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第46号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第46号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第46号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第46号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第47号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第47号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第47号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第48号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第48号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第48号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第48号令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第7. 議案第49号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第49号須恵町公共施設等整備基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第49号須恵町公共施設等整備基金条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、須恵町公共施設等総合管理計画によりますと、今後、老朽化する全ての公共施設の改修長寿命化を行った場合、毎年8,000万円以上が不足するとの試算が出ています。安全で質の高いサービスを提供し続けながら、急激に拡大する建て替えの需要に備え、次世代へ

の負担を軽減させるための対策、取組を実施することが必要となります。

このことから、将来における公共施設等の整備財源の確保を目的として、公共施設等整備基金を設置するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。

基金条例制定に必要な事項を定めています。第1条に基金の設置について、第2条に積み立てる額について、第3条に基金の管理について、第4条に基金の運用から生ずる収益の処理について、第5条に繰替え運用について、第6条に基金の処分について、第7条に必要な事項は町長が別に定めるとしています。

附則で、この条例は令和4年10月1日から施行するとしております。

質疑として、年間どれくらい残せる見通しかというものに対し、回答は年度によって事業量等が変わるので、現時点では分からないというものでございました。もう1点、今年度は6億円残せる見込みというものでございました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第49号須恵町公共施設等整備基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第50号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第50号須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第50号須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、オープンイノベーションセンター設置条例の制定について、地方自治法第156条第1項の規定に基づき必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

これまで、須恵町役場庁舎3階に配置されていたふるさと応援課の配置場所が、オープンイノベーションセンターに変更されましたので、本庁組織の出先機関としての位置づけを行うものです。次ページにて、この条例は第1条から第3条で構成されており、第1条で設置、第2条で名称及び位置、第3条で委任について定めております。

附則として、この条例は公布の日から施行するとなっております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第50号須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第51号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第51号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第51号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則が改正され、令和4年10月1日から施行されることに伴い条例の改正を行うものです。

5ページ、新旧対照表をお願いします。

第2条第3号アの改正は、非常勤職員のこの出生日から57日以内の育児休業の取得要件を緩和する改正です。現行、子が1歳6か月に達する日まで、雇用関係が終了することが明らかでないことが要件でしたが、改正後では、この出生日後57日目から6か月を経過する日までに、雇用関係が終了することが明らかでないことと要件が緩和されます。

第2条第3号イ第2条の3第3号及び第2条の4の改正は、非常勤職員の育児休業の取得を柔軟化するための改正です。現行1歳から1歳6か月になるまでの子又は1歳6か月から2歳になる子を養育する非常勤職員が、1歳到達日以降に育児休業を取得しようとする場合、非常勤職員

本人又は配偶者がこの1歳到達日又は1歳6か月到達日に、育児休業をしている場合で、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合で、なおかつこの1歳到達日の翌日又は1歳6か月到達日の翌日を育児休業の開始日としようとする場合に限られていました。改正後は、本人と配偶者の育児休業に切れ目がなければ、1歳到達日の翌日又は1歳6か月到達日の翌日に限らず、夫婦で交代して取得できるなど、取得の要件が柔軟化されます。

第3条第5号の改正は、育児休業の取得回数制限を緩和する改正です。育児休業の取得が原則2回まで可能になったことから、育児休業等計画書の申出は不要となり、条文を削除し、第6号以下の号を繰り上げるものです。

改正後の第3条第7号の規定は、引き続いての採用又は更新による再度の育児休業について、非常勤職員と同様に任期を定めて採用された職員も含めて取り扱うように改正するものです。

附則第1条で、この条例は令和4年10月1日から施行するとしております。

第2条で、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する、この条例による改正前の第3条及び第10条の規定の運用については、なお従前の例によるとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第51号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第52号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第52号自治功労者の推戴についてを議題とします。

総務産業建設委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第52号自治功労者の推戴について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

自治功労者に下記のを推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により本議会の同意を求めます。住所、糟屋郡須恵町大字旅石151番地10、氏名、原野敏彦、生年月日、昭和27年3月14日。

提案理由、自治功労者の推戴について提案するものでございます。

2 ページに経歴書をつけております。

原野氏は、須恵町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員を平成7年10月1日から平成15年9月30日まで、民生委員、児童委員を平成7年12月1日から平成15年2月12日まで、須恵町消防団副団長を平成8年4月1日から平成10年3月31日まで、須恵町消防団長を平成10年4月1日から平成12年3月31日まで、須恵町議会議員を平成15年5月1日から平成31年4月30日まで、須恵町議会副議長を平成23年5月10日から平成27年4月30日までお勤めになりました。また、保護司を平成16年10月10日から現在に至るまで、須恵町恵西区区長を令和4年4月1日から現在に至るまでお勤めになっています。

須恵町表彰条例の第5条第3号に、町議会議員在職16年以上とあり、規定に該当するため自治功労者として推戴するものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で同意しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第52号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第52号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第52号自治功労者の推戴については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11. 議案第54号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第54号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村恵子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第54号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書、1ページをお願いします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ4億4,233万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億6,564万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるとしております。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加、変更は、「第3表債務負担行為補正」によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑では、債務負担行為補正において、第3幼稚園建設が1年延期になった理由についての質疑に、コロナ、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で、建設資材の高騰、入荷しないなど提示金額では工事を請けられない。また、技術者不足で工期内に完成しないなどの理由で、全ての業者が入札を辞退したため、物価上昇率を見て再度増額補正し、工期も延ばして発注することになり、1年延期となっております。設計変更はありませんとの答弁でした。

歳入において、17款寄附金で企業版ふるさと納税を寄附したシビックアーツコンサルタントは指名業者がどのような会社かとの質疑に、令和四、五年度競争入札参加資格者名簿登録事業者です。南区が本社で資本金1,000万円、令和4年度年商4億8,797万7,000円、従業員33人で建設コンサルタントの会社ですとの答弁がありました。

歳出において、2款総務費でスマートフォン相談窓口の相談人数と町民への周知方法はどの質疑に、粕屋町では1日に二十数名程度の相談があるので、同程度と考えている。町の広報掲載、チラシの回覧、ホームページなどの周知を予定しているとの答弁がありました。

4款衛生費で、猫対応事業についての質疑に、地域猫活動団体が3団体あり、その団体が餌づけして捕獲し、手術となりその申請件数での手術費用の支払いとなります。猫の苦情は月に二、三件あり、超音波を出す猫撃退の機械を貸し出したり、地域猫活動団体に連絡して対応していただいたりしておりますとの答弁がありました。

10款教育費で、修学旅行コロナ感染対策の費用は当初予算に計上しなかったのかとの質疑に、全額をコロナ交付金での対応としているとの答弁がありました。

文化財発掘調査の質疑に、100年ほど前珪土から文化財が出土したとの報告により、調査するようにとの国からの指示がありました。出土品は教育委員会の管理となるので、歴史資料館に展示しますとの答弁がありました。旅石広場防球ネット設置についての質疑に、長さ50メートル、高さ2メートルで現在設置されていますが、老朽化により外側に倒れているので、高さ7メートルで1墨側と3墨側の一部長さ30メートルにネットを設置しますとの答弁がありました。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第54号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第54号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第55号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第55号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第55号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ783万5,000円を追加、歳入歳出予算の総額を30億1,156万円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。4款1項県補助金13万2,000円の増額補正は、制度改正によるシステムの改修に伴う特別調整交付金の増額によるものです。

5款1項他会計繰入金770万3,000円の増額補正は、人件費の増額に伴い給与費等繰入金を増額するものです。

続いて、歳出です。8ページ、9ページをお開きください。

1款1項総務管理費783万5,000円の増額補正は、職員の人事異動に伴い、職員が1名増加になりましたことによる人件費の増額及び制度改正に伴うシステム改修による委託料の増額補正です。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありま

せんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第55号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第55号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第56号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第56号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第56号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額及び第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を実施計画内訳書にて説明いたします。

2ページ、3ページをお願いいたします。

収益的支出です。第1款第1項営業費用1,052万4,000円の増額です。これは人事異動に伴う職員人件費の増額です。

4ページ、5ページをお願いいたします。

資本的支出です。第1款第1項改良費1,400万円の増額です。これは須恵ダムから佐谷浄水場への導水管漏水処理が必要になったためでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,529万4,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんします。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第56号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第56号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第14、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。議会運営委員会より議会運営及び議会の個人情報の保護に関する条例作成について、広報特別委員会より議会広報の編集について、総務建設産業委員会よりふるさと応援課の業務について、文教厚生委員会より小中学校の学力向上の取組み及びこども発達センターの運営について、以上、各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、9月議会定例会の全日程を終了しました。本会議終了後、11時25分より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和4年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時11分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 7 番 百 田 輝 子

署名議員 8 番 世 利 孝 志